

第四十回国 参議院 商工委員会 會議録 第二十号

昭和三十七年四月十二日(木曜日)

午前十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君  
理事 赤間 文三君  
赤間 文三君  
中田 吉雄君

委員 上原 正吉君  
大泉 寛三君  
川上 為治君  
小林 英三君  
高橋進太郎君  
吉武 恵市君  
阿部 竹松君  
近藤 信一君  
吉田 法晴君  
田畑 金光君

国務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君  
国務大臣 藤山愛一郎君

政府委員

経済企画 菅 太郎君  
政務次官 中野 正一君  
調整局長 塚本 敏夫君  
通商産業大臣官房長 今井 博君  
通商産業省 石炭局長 八谷 芳裕君  
通商産業省 山保安局長 小田橋貞寿君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君  
会専門員

本日の會議に付した案件  
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○産炭地域振興事業団法案(内閣提出、衆議院送付)  
○海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。  
本日は、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法案、鉱山保安法の一部を改正する法律案、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案、以上四案の審査を行います。

○委員長(武藤常介君) それでは、まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府委員より内容の説明を聴取いたします。今井石炭局長。

○政府委員(今井博君) 法律案の要綱につきまして簡単に補足説明をさせていただきます。  
第一は、石炭鉱業合理化事業団の業務に、次に掲げる業務を加えることとなっております。  
第一は、このたび石炭鉱山整理促進交付金という制度を設けて、従来買収にかえまして、山を、鉱業権を抹消してその整理を促進する交付金という制度を設けて、そういう業務を一つつけ加えたわけであります。

それから第二は、石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付、これは石炭鉱業の整備にあたりまして、退職金が非常にたくさんある。それから鉱害の關係で資金が必要。この二点につきまして必要な資金を直接合理化事業団から貸し付けよう、これが第二の点であります。

それから第三は、国鉄の運賃の延納制度ができて、それに対する合理化事業団の債務の保証を行なわせないという点でありまして、この三つの業務をつけ加えたという点が第一の改正点であります。

それから第二の区分經理の問題は、これは従来、いろいろな業務をたくさんやっておりまして、それぞれ区分經理をいたしておりますので、先ほどの業務につきまして、これを区分經理をいたすという規定を掲げたわけでありまして、これは従来区分經理と変わった点はございません。

それから第三は、運賃の保証業務に關する保証基金の問題でございます。これは先ほどの運賃の延納に關しまして、合理化事業団が債務の保証を行ないますので、その保証を行ないます基金を、別個に保証基金と申しします。これは従来保証基金と申しますのは、石炭鉱業整備保証基金制度というものがございまして、運賃延納の保証はまた別の制度でございまして、別個に保証基金を設けました。

それから第四は、先ほどの石炭鉱山整理促進交付金の交付につきまして、次のような制度を設けて交付金の

交付を行ないたいというわけであります。このたびは、従来はまあ買収、山を買上げるという制度でございまして、この制度はもう三十七年度も続いておりますが、それと並行いたしまして、このたび採掘権者のみならず、租賦権者も対象といたしまして、その事業を廃止してきた場合には交付金を交付し、こういふ考え方でございまして、第一は前の買上げのときと同じ考え方でございまして、六カ月引き続き事業をやっておったというのに限っております。

それから第二は、やはりこれも前の買上げと同じ考え方でございまして、一定の品位及び生産能率を持つておる山でないとかぬ。こういふこれは生産能率等につきましては、まあ従来の買取のときよりは、買取は現在十八・二トンという能率でございまして、今回はやはり若干これを引き上げなきゃいかぬだろう、こういふふうに考えております。

それから第三に、租賦権を整理する場合には採掘権者の同意が必要である。これはこのたび租賦権を放棄した場合には、あと租賦権の設定を禁止する制度になっておりますので、採掘権者の同意をとってほしい、こういふことでございます。

それから第四に、鉱量の問題であるとか、その他細部にわたります必要基準を考へたいという、これはまあ細部の問題であります。それからその次のこととして、これはトン

当たり千四百の交付金を交付するといふ算定でございまして、その交付金を交付いたします場合には、政令でもって一定の割合をきままして、その割合の金額につきましては、事業団が留保いたしました、貸金債務、この貸金の中には退職金も含まれておりますが、貸金債務及び貸金の賠償債務を優先して事業団が直接払おう、こういふことでございます。これは事業団といたしましては、やはり貸金債務を一番優先いたしまして、貸金債務につきましては、これをまず優先する。しかし、それについても頭打ち制度をこしらえて、それで貸金の未払いを確保し、それから残りにつきましては貸金と鉱害の債務を按分比例いたしまして、この弁済を確保していく、こういふ考え方でございまして。

それからその次の3は、その事業団が留保いたしました金額につきましては、譲り渡し、あるいは担保に供し、または差し押さえることができない。いろいろな差し押さへ等につきましては、この留保金はそういうものに優先するといふことでございます。

それから4は、そういうふうないたしました、整理いたしました鉱区または租賦権につきましては、今後はそういうものを設定することができないという禁止規定を設けましたわけでございまして。

それからその次は、離職金の支給でございます。平均賃金の三十日分の離職金を支払うという、以上のような制

度をこしらえまして山の整理を促進いたします。

それからその次に、大きな五といったしまして、近代化資金の貸付の相手方に特定船舶整備公団をつけ加えました。それは、このたび専用船の建造を促進しようという目的で、三十七年度は三隻を予定いたしておりますが、これを石炭合理化事業団から特定船舶整備公団をスルーして相手方に貸し付けよう、こういう考え方でございます。この点は、現在特定船舶整備公団がやはり船舶のスクラップ・アンド・ビルドという関係で、本来自分のほうも預金部から金を借りて参りまして資金の貸付をやっておるわけでございまして、本来の整備公団の資金に合理化事業団から参ります近代化資金とあわせまして、専用船の建造を行なわせよう、こういう制度を今度考えたいわけであります。そのために相手方に整備公団をつけ加えたわけであります。

それからその次の第六は、債務保証の弁済は、これは従来から石炭鉱業の整備のために保証基金制度というものがございまして、これは、これに對しましては弁済額に對して五〇%の保証をする、こういう制度になっておりましたのを、今回八〇%まで引き上げるといふ点であります。

それから第七の、整備資金の貸付は、先ほどちょっと御説明いたしましたように、退職金の金融、それから鉱害に関する資金の金融、こういうものに直接事業団から貸付の制度を開く。これは三十七年度は現在十五億という資金ワクになっております。それからその次の第八は、運賃の延納に係る債務の保証でございまして、国鉄に對しまして、大手業者は支払い

全体が連帯保証でもって国鉄に對しましては延納措置を講じておりますが、大手以外の中小炭鉱にありましては、いろいろ運賃の延納につきまして合理解事事業団がこれを保証いたそうと、こういうわけでございまして。

それからその次の二の点は、この法律が通りますまでの間、もう運賃延納につきましては一月一日からすでに実行に移っておりますので、それまでの間に山がつぶれたりいたしまして、国鉄が損害を受けたという場合には、事業団がその損害を負担しよう、こういう規定でございまして。

それから最後には、有効期間の問題でございまして、法律の有効期間は現在昭和四十三年の三月三十一日ということに現在の規定はなっておりますが、これを三年間延長したいというものが第一でございまして。これはこのたび六百二十万トンの新しい整備方式を考えておりました、これに對しましては国庫の補助が割、それからあとの二割は業界の納付金でもって充當したい、こういう考え方でございまして、その納付金の期限をさらに三年間延長する、こういうために、四十六年三月三十一日まで延長する、こういうことになっております。しかしながら、あとのほうに一、二、三とござい

ますが、これはそれぞれいろんな業務を行ないますが、それぞれの業務に應じて、運賃延納の保証の關係は三十九年三月三十一日までということにいたしたい。これは債務の保証をする行為の有効期間でございまして、三十九年三月三十一日以降これは保証を新たにやらないという考え方でござい

それからその次の第二は、このたびの新しい整理促進交付金その他整備資金の問題等、昭和四十年三月三十一日までにはいたしたい。これはこのたびの新しいニュー・スクラップ方式は、三十七年、三十八年、三十九年と三十二年の計画でございまして、一応この三十九年度で終了いたします計画になってございまして、一応昭和四十年三月三十一日、こういうふうなことにいたした次第でございまして。

それから最後の近代化資金並びに交付金の交付、これは従来どおり昭和四十三年三月三十一日というわけでありますが、現行どおりにするというわけでありますが、これは必要があればさらに延長することになるかと思ひます。一応こういう特定の業務につきましては、それぞれの有効期間を別個に定めまして、全体として三年延長と、こういう制度に有効期間を延長いたそう、こういうわけでございまして。

非常に簡単でございまして、御説明を終わらしていただきます。

○委員長(武藤常吉) 次に、鉱山保安法の一部を改正する法律案を議題とし、政府委員より内容の説明を聴取いたします。八谷鉱山保安局長。

○政府委員(八谷芳裕君) 要綱に基づきまして御説明申し上げますが、この鉱山保安法の一部改正に至りました手だてにつきまして、先にお触れしたいと思ひますが、昨年の三月末に国会におきまして、鉱山保安法、鉱業法の抜本的改正ということが決議されました、これに基づきまして、その後省令の改正等もやりましたわけでござい

ますが、鉱山保安法の改正につきましては、十二月から保安法に基づきまして設置されております中央鉱山保安協議会、この中央鉱山保安協議会に諮問をいたしまして、この中央鉱山保安協議会内に保安法改正委員会を設置いたしましたわけでございまして、その保安法の改正委員会、労使それぞれ三名の委員の方々に御参集をお願いいたしましたから、七つの団体から改正の意見が出てきておりました、その意見に基づきまして、十二月、一月、二月、三カ月にわたりました前後八回審議を重ねて参りまして、二月二十日に中央保安協議会といたしまして、第一次の保安法の改正につきましての中間答申が参りました。この中間答申に基づきまして、ただいまより御説明申し上げます六項目にわたりました一部の改正を行なうことになつたわけでござい

ます。

第一番目でございますが、要綱に基づきまして御説明申し上げますが、第一点といたしましては、保安委員会に對しまして、保安に關する通産大臣あるいは鉱山保安監督局長または監督部長等がとりました処分の内容を通知する、こういう規定でございまして。これは、保安委員会と申しますのは、各山元に設置されております労使双方からなります保安管理者の諮問機関でござい

ますが、従来やもするとの保安委員会の活動が非常に消極的というようになり、大いに自主監督の面から、こういう労使双方から構成いたしました保安委員会の活動を促す必要がある、こういう面に立脚いたしまして、この保安委員会の活動を促

す一端といたしまして、鉱山保安法あるいは省令の規定によりましてやりました処分は直ちにこの保安委員会に鉱業権者から通知を行なわせまして、その保安委員会で慎重に審議をして、積極的な保安改善の策を講ずる、こういうことになつたわけでござい

ます。それが第一点でござい

それから第二点は、いわゆる請負の問題でございまして、要綱といたしましては「鉱業権者の使用人以外の者」、こういう規定をこころはいたしてござい

ますが、いわゆる請負のことではござい

ます。従来、請負組夫によりまして災害は、いろいろ調査を重ねて参りました

向に踏み切つていったわけでございます。これが第二番目の問題でございます。

それから第三点は、法規違反行為に對する事業の停止命令でございます。現在鉱山保安法の中の事業の停止命令というものは、法の二十四条にございしますが、今度新しくこれは挿入いたしましたこの事業の停止命令は、いわゆる制裁規定でございます。鉱山保安法、またはこれに基づきます省令に違反した場合におきましては、特にその態様が悪質なもの、あるいは反復いたしまして違反をいたしておると、こういうものにつきましては、一年以内の期間を定めまして事業の停止を命ずることができると、こういうふうなことにいたしまして、単に改善命令等だけでなく、さらに一歩進めまして、改善命令にも従わない、こういう場合には事業の停止を命じていく、こういう形をとつたわけでございます。

次に、第四番でございますが、これは鉱山保安協議会、ただいま当初説明しましたときにも出て参りましたこの鉱山保安協議会でございますが、これは中央と地方にございまして、中央のほうは通産大臣の諮問機関になっております。地方のほうは監督局長または監督部長の諮問機関になっております。この鉱山保安協議会の運営は民主的に、かつ円滑な運営をしよう、こういうことから、ただいま、たとえは中央で申しますと、会長は通産大臣になつておられますけれども、これを改めまして、協議会の中の学識経験者のうちから委員を選任して会長にするということが第一でございます。

それから第二点といたしましては、この協議会内に石炭部会、あるいは鉱山部会等に部会を分けておきまして、円滑な運営をはかつていく、こういうことでございます。

それから次は第五番目といたしまして、罰則の強化でございます。現在の罰則の強化をさらに二倍ないし三倍程度に高めていく。これは現在にございす火薬類の取締法、あるいは職員衛生法、この並みに罰則を強化いたしまして、法の厳格な順守を促そう、こういう考えでございます。

最後の六番目でございますが、鉱業法による鉱業権の取り消し、これは先ほど第三番目といたしまして申し上げました鉱山保安法法規違反行為に對する事業停止命令と関連するものでございますが、停止命令をいたしまして、さらに聞かないといたすことがございまして、鉱業法を今度改正いたしまして、この保安法の規制として鉱業法を改正いたしまして、通産局長はこの命令に従わない場合には鉱業権、あるいは租賦権の取り消しができると、こういうふうなことにございまして、

当初申したように、中央鉱山保安協議会の中間答申に基づきまして、さしあたりこの六つの点を改正いたしましたわけでございますが、さらにこの保安法の改正委員会は継続いたしております。さらに所要の必要改正につきまして、今後も検討を続けていきまして、結論が出たことに所要の改正を加えていきたい、こういうふうな考えでいる次第でございます。

○委員長(武藤常介) それでは、ただいま内容説明聴取いたしました二法案及び去る五日の委員会において内容説明の聴取をいたしました産炭地域振興事業団法案、以上三案を一括して質疑を行ないます。

質疑問のおありになる方は順次御発言を願います。

○吉田法晴君 三法に関連をしてお尋ねをしますので、この間、石炭政策問題について閣議決定がございました。これは、まあ受け取り方によつていろいろあるだろうと思ひますけれども、少なくとも雇用の面からいへば、石炭政策について大きな転換がなされたと思ひます。従来は、石炭政策と、それからこの間、閣議決定をみました石炭政策との関連というのですか、それから合理化法に出ております合理化計画というものと、四月六日の閣議で決定された石炭政策は、私ども承知をいたしているわけでありまして、この四月六日の閣議で決定をみました石炭政策によつて、今までの石炭政策の重要な部分について若干の修正が加えられたのではないかと、あるいは従来政策との相違、あるいは変更の点があるならば明らかにせられたいと思ひます。

○政府委員(今井博君) 四月六日の閣議決定によりまして、今後の石炭政策という問題につきまして、いろいろな事項が決定されたのでございます。従来の石炭政策の基本線といふか、基本路線として五千五百万トン、千二百円引き下げの問題につきましては、これは従来の方針を堅持するという建前をとつておきまして、その基本線については、あくまでもこれを守つていくという考え方でございます。

たとえば五千五百万トンにつきましては、三十七年、三十八年というものは五千五百万トンの合理化基本計画といたしましておきまして、出炭規模としてはこの五千五百万トンはやはりこの期間これを維持していくという考え方でございます。ただし、三十九年以降につきましては、まだ合理化計画というものはきまつておりません。一応今後の見通しというふうな態度で、従来政府の考え方はございまして、たけれども、この点につきましては、総合エネルギー対策の一環として、この五千五百万トンをそのまま維持していくというよりはよくひとつ検討しよう、こういうことでございます。ただその場合に、原料炭の問題につきましては、国際収支の問題もございまして、たとえば原料炭につきましては、現在一千万トン程度の輸入を行なつておきまして、このうちには弱粘結の部分も相当量ございまして、日本における原料炭の合理的な開発計画が立つたれば、やはり国際収支の観点からこういう問題をもっと積極的に取り上ぐべきじゃないか、こういう考え方を申し上げておきます。しかし、これは五千五百万トンというものが、必ずしもそのままそれがプラスになるといふわけのものではないと思ひます。やはりそういう形の総合エネルギー対策の一環として、この出炭規模の問題は今後検討するべき問題だと考えておきます。

それから炭師の千二百円引き下げにつきましては、従来のこの方針はこれを堅持いたしまして、従来の方針によるものといつたしておきますけれども、三十七年度、三十八年度の値下げの計画につきましては、これは前々から石炭

は、その答申を待つて実施したいという点、これも従来の方針とは変わりがございせん。ただ通産省の中に、総合エネルギー対策に関する強力な審議機構を設けまして、この観点から、総合エネルギー対策の観点から、石炭対策というものをひとつさらに掘り下げて検討しようという点は、従来とは急速に前進した問題だと思ひます。

それから雇用の問題につきましては、第二会社の問題、これは従来と若干方針が変わつたわけはございせんが、第二会社につきましては、従来はこれは原則として好ましくないと、しかし、ケース・バイ・ケースによつて、やむを得ない場合にはこれを認めていかざるを得ないのではないかと、こういう方針をございまして、この点をもっとはつきりさせる意味におきまして、労使協議の上、双方が雇用対策上必要と認める場合に限定する。労務対策として、その従業員が、第二会社にして、そこで働きたいというふうな場合に、これを認めていくという点をはつきりさせていくという点が一つでございます。

それからいま一つ問題になつておりました組夫、臨時夫の問題につきましては、現在職安法でもつて、これは単純な労働提供事業というものは禁止されておきまして、これは禁止されておきまして、やはりこの際明確にいたしまして、組夫、臨時夫という者を、無制限にこれをどこまでも使用するというふうな傾向に對しては、やはりこれに對しては取り締まりを強化する必要があるというところで、その基準をひとつはつきりさしていき、これは労働省の問題でございますが、この点もひ

とつ態度をはっきりさせるつもりでございます。

それから産炭振興事業団の融資機能を今後大いに活用して、安定職場の確保に努める。この点は、これからの問題でございますが、従来こういう離職者の吸収という問題が、振興事業団の融資をやる場合には、当然考えておつたのでございますが、もつとこれを計画的に、安定職場の確保という点に、さらに機能を強めたいという点を取り上げておきます。

その他につきましては、従来の政策というものを特に大きく変更したとかいう問題はございませんが、さらに石炭鉱業の資金の問題、これは従来からも非常に強く要望されておりましたが、この石炭鉱業の資金対策としては格段の金融措置を講じたいということで、これは従来の金融措置をひとつ大いに前進させたいということ、具体的にはどういふことをやるかということ、まだまきまきしておりませんが、これはもうすでに事務的にも、いろいろと話を進めておりました、さらに調査団のいろいろな結論が出ますれば、さらにいろいろな金融措置を前進させたい、こう考えているわけでございます。

最低賃金につきましては、専門部会を設置したいということでございまして、以上が今後の石炭対策というものの、当面的措置といたしましては、この際権威ある調査団を派遣したい。この調査団の答申につきましては、政府としてもこれを尊重して、ひとつ石炭の雇用問題のみならず、合理化、近代化、

やはり石炭の全体についての答申もお願いいたしまして、これをやはり軸といたしまして今後の石炭対策を強く進めていく、こういう考え方でよろわけでございます。

○吉田法晴君 閣議決定を中心にして御説明をいただきましたが、私は、雇用問題を中心にして石炭政策というのについて政府が責任を持つようになつたという点に、石炭政策として大きな変化があると思ふんですが、こまかい点はあとで逐次伺います。その前に、実はこの政府に対しまして石炭対策の確立の要望、これは昨年の十月の国会で決議をされました。総合エネルギー対策の確立、その中における石炭産業の安定的な地位の確保、それから生活と雇用に万全を期し、生活の安定と、転換職場のない合理化は行なわしめな

いように強力に指導をする。最低賃金制度の確立のためには努力をするという点を中心にして、昨年の国会決議を野党一致してきめました。あの決議を履行してきめたい、こういうことで要望をしてきて参つたところでありまして、それについて、不十分ではあつても、一応閣議決定を見て、この政策転換要求については、動員なり、あるいはそれを解除した。ところが、その後、同時に解決を要望されておりました賃金問題については、中労委のあつせん案にかかわらず、あつせん案が出ましたけれども、なかなかの状態。で、けさの新聞を見ますと、炭労は受諾の意思を表明をした。しかし、経営者は、一応拒否の態度をきめ

たが、政府とよく相談を協力を得て云々と、こういう中労委会長の発言もあつて、のんでおるようであります。石炭問題について、あるいは石炭政策

について、雇用を中心にして責任を持つという態度になられた政府として、この事態に対しても、これは御感想なり、あるいは方針があるべきだと思ふのであります。中労委会長の発言の内容にも関連をして、通産大臣としてすみやかに解決のために努力をせらるべきだと思ふんですが、通産大臣の御所見を承りたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) 通産大臣がその点について意見を述べるといふことが適當かどうか、私にもちよつとわかりかねますが、しかししたつて通産大臣の所見を述べろと言われまますので、申し上げてみたいと思ひます。

この石炭産業につきましては、たゞいま、雇用の面について閣議決定は非常な前進だといふことを言われております。私は、今回の閣議決定をいたしました点で、特にもの考え方、やや重点が在来の政策でははけていたといふような感じが実はしてしたのであります。私は皆様方の御質問にお答えして、石炭産業は基礎産業であり、安定産業であるといふことを、またそういうようにすることが私の責務だといふことをしばしば実は申し上げたのでございまして、当面する合理化に直面いたしますと、できてきた、発生する

事象に対しての感覚が非常に強く浮きぼりにされておる、あるいは合理化の形から見まして、石炭の産業を圧縮するかの印象を非常に強く与えておる。この点は受ける感でございまして、で、本来の趣旨がどこにありうとも、そういう印象を与えていたことはまことに不本意だと言わなきやならない。今回はそういう点について、安定産業

つすることが必要だろう、まあこういう考え方から、石炭に対する対策というものを閣議決定をいたしましたそのポイントがひとつそこにあつたと思ひます。

したが、いまして、閣議決定は、すでに御承知のように、当面の施策というものは出ておりますが、これは当面の事象に対する施策でございまして、基本的にはやはり五千五百万トン、千二百円下げという基本線、これは短期の間に実現する、そして次の飛躍に備える。飛躍の方向が示されてない、拡大の方向が示されてない、このエネルギーの総合的利用という点についてなお不安だ、こういう感じがどうしてなつておるかができなかったと思ひます。そこで、総合審議会を、エネルギー対策の総合的な審議、結論を出すような制度をひとつ設けたい、これが積極の面でございます。同時に、この五千五百万トンは、合理的、経済的な数字であるならば、五千五百万トンにとらわれません、こだわらねえと、こういうことを実はしばしば申し上げてきたのでございまして、いかに五千万五百万トンで全部を締め上げておるかのような印象が強かつたと思ひます。そこで、五千五百万トンにつきましても、将来の新鉱開発、こういう意味においてのその片りんを出すことが必要だろうといふので、原料炭の開発について積極的な意図を示したつもりでございまして、まあかような方向で協力をお願いし、どこまでもその観点は石炭の合理的、経済性を持つこと、そこに実は重点が置かれておるのでございまして、そういう意味の閣議決定をし、その考え方を労使双方の方

に十分理解をしていただきたい、これが基本的な趣旨でございます。

この基本的趣旨に立ちまして、当面する合理化計画なども協力を得るといふことが前提になると、当面しておる争議形態は一日も早く解消されるべきだ、そして労使双方が納得する線が必要だ、そのためには中立公正な調査団を派遣し、その答申を待つて、そして政府がさらに具体的な政策決定をする、それまでは労使双方一応休戦し、そういうのがその骨子でございます。で、その観点に立つての種々の肉づけが行なわれておるのでございまして、しばしば交渉を持ちました際も、今回の争議は、こまでも雇用の問題だ、雇用の問題であるがゆえに、同時に賃金の問題等についても労使、交渉を持つてはありますが、こういう点は雇用が第一だから、賃金の問題は、雇用の問題についての、一時でない、将来

に対しての見通しが立てられれば、その点は比較的解決が容易だ、こういうようなお話を関係の人たちから、実は伺つたのでございまして。したが、いまこの当面の対策としての労使双方の休戦状態は、理論的に申しますならば、雇用の問題ではあるが、同時にこの石炭産業を安定産業たらしめる、そのためには合理的な経済性を持たず、それについて双方協力するといふその立場に立つならば、なるほど閣議決定にはふれておらないが、賃金問題なども十分話し合ひで結論を得てほしい、

こういうことを実は申したものでございまして。しかし、不幸にしてこれがストライキに展開し、そしてそのあつせん案が提示され、そして組合側はこれを了承し、経営者側は非常な難色を示しておる、こういう実は事態になつて

に十分理解をしていただきたい、これが基本的な趣旨でございます。

おると思いますが。経過は、また今回の閣議決定をいたしましたまでの情勢の分析は、それぞれの立場によりましてあるいは表現の相違はあろうかと思いますが、大體同じようなことだろうと思ひます。

ところで、在来の石炭の合理化計画、これもやはり賃上げの率を一応予定しておることは御承知のとおりであります。合理化計画を進めていく場合におきまして、三・八％というものが毎年予定されていたと思ひます。したがって、三・八％の範囲内であれば、合理化計画の基本線から申して、一時的な足踏みがあるにしろ、おそらく経営者側としてもこれはもう了承せざるを得ない状況だろうと思ひます。しかし、昨年以來、昨年の賃上げの率、また今回の一月にさかのぼって支給された賃金の率、これはいづれも大幅に合理化計画で予定した三・八％を上回っております。そういうことを考えますと、経営者側が難色を示しておることは私はある程度わからないではない感がありますのでございませぬ。もちろん、今日あつせんこの労をとられ、そしてその具体案が提示されておる際でございますから、それについて諸君を私などがとやかく申す筋ではございませぬが、今日新聞に出ていて、経営者側が難色を示しておるその経緯は、ただいまのように考えて参るとこれがわからないでもないという感が実はいたしておるのでございませぬ。しかし、いづれにいたしましても、これは労使双方で話をつけることだろうと思ひますので、その結果を待つて私どもはそれに對する対策などを講ずる、これがまあ行政官庁のあり方ではないか、かよう考へております。

○吉田法晴君 閣議決定の精神について、私は通産大臣としての御答弁あるいは解釈があるかと思つたら、どうも少し閣議決定の説明とは違ふような御答弁があつて、大へん残念であります。この五千五百万トン千二百円下げ云々の点は、先ほど石炭局長も答弁されましたが、そういう言葉が閣議決定の中にももちろんございませぬ。ごさいますから、それを全面的に私ども否定するわけではございませぬ。しかし、この閣議決定を貫いておるものについては、これは経営者もこれより以上的人员整理というものはなかなか容易でな、こゝろの事態になつており、それを基礎にして政府が雇用問題については責任を持つのだ。それから炭鉱労働者の雇用と生活の安定のために石炭政策についても審議会あるいは強力な委員会等を通じて最善の努力をするのだ。あるいは総合エネルギー対策を設けて、その中で石炭産業の安定的な地位を確保する。こゝろのものが私は閣議決定の中心的な精神だと思ひます。

それから紛争は行なわぬ云々という点について、直接的には雇用の問題であるけれども、経済性を確保するために全体についての休戦を希望するといふお話ですけれども、その点は、全体について云々という点は、閣議決定なりあるいは補足説明の中にはなかつたところではあります。私はここで強調するまでもございませぬが、あとで質問に答へて、労働者側は紛争行為を行なわぬかといふ文句が、その対象関係はどうかといふ質問に答へて、こゝでいふ紛争行為は人員整理に関連するものに限定をされるとはつきり答へておる。したがつて、それより以上のことは、

これは大臣として言い過ぎだと思ふ。少なくとも閣議決定の説明としては、それから、もう一つ私がお尋ねをしておつたのは、賃金の問題は労使の間題だと、こゝろ言われませぬが、中労委のあつせん案の提示に伴つて、口頭で勞使に藤林会長が述べられた中に、閣議決定を引用して、「政府で石炭安定化対策が決定されている現状では、そのにない手となるべき炭鉱労働者の生活条件の維持向上も緊急時なので、関係当局の支援を得ながらあつせん案を受諾することを強く期待する。」こゝろいう言葉がございませぬ。そうすると、通産大臣よりも私は中労委会長は正しく理解をされておると思ひますけれども、石炭安定化対策を実行する上においては、そのにない手となるべき炭鉱労働者の生活条件の維持向上も緊急だ、こゝろいう理解があり、そしてそのの上に立つてあつせん案が提示された。そのあつせん案の実施についても関係当局の支援が必要だろからといふことでは、これはいづれからいふと、直接的には中労委のあれからいふと、現実的には安定化対策を決定をされ、そのにない手となるべき炭鉱労働者の生活条件の維持向上のために、この程度のことにはしなければならぬじゃないか、こゝろいう意味で提案をされておるのでありますから、通産大臣がいづれ資本家的なといひますか、三・八％を予定されておるからそれを上回るのどうかと言われたり、それから資本家が難色を示しておるのはわかると、こゝろいふ話はいづれ逆だと思ふ。中労委会長のような答弁をされるのが通産大臣の責任であり、それをいづれ反駁するような議論がなされるのははなはだ心外でもあるし、私は、政府を代表した通産大臣——これはほかに大臣が出ておられませぬから、通産大臣を相手にする以外にないのですから、通産大臣に物を申すわけですが、安定化方針を推進するときには、にない手となるべき炭鉱労働者の生活条件の維持向上にこの程度の賃金上げはやむを得ないのじゃないか、こゝろいふ判断で出された案、それに対して「関係当局」といふのですから、おそらくこれは政府が大部分であつせん案を受諾することを強く期待する。」こゝろ中労委の態度に對して、政府としてはどういふ工合に考へるか。まさかノーとは言われませぬ。先ほどの答弁を繰り返されたいと思ひますが、前の答弁を訂正をして、政府の当然のひつと答弁を願ひたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは今、吉田さんから重ねてお尋ねでございませぬが、私は吉田さんとはしばしば交渉を持ちました。この閣議決定の中で、雇用について政府が責任を持つ、こゝろいふ話がお話の際にもございませぬ。私は、政府が責任を持つといふやういふ表現は当たりませぬとしばしば申し上げた次第でございませぬ。だから、少なくとも政府が雇用について全責任を負うのだ、この建前で御主張になりますと、閣議決定の讀み方がすつかり変わつてきます。この閣議決定の第四にはそういう書き方はいたしてございませぬ。雇用の安定をはかるため新たにこれこれをいたしまして、雇用の安定を一層強化するための措置を講ずる、こゝろいふことではございませぬ。いづれにいたしましても、こゝろいふことは誤解を受けることではございませぬが、組合の方々に對してその言葉を云

々するわけじゃありませんが、この点は趣旨を明確にしておかないと誤解を受ける、かように思ひますので、これはひとつ御了承をいたして、この閣議決定そのまゝひとつお読みいただきたいと思ひます。

それからまた第一の、当面の措置につきまして、これは御指摘のとおり、またそれから後にも確認されておりますとおり、また先ほど私が発言いたしましたことと、こゝろに書いてありますものは、雇用に関する労働者側と経営者側とが休戦するという考え方でございませぬ。それはもう何度も確認して差しつかえございませぬ。ただこの条項が入るその状況のもとといふか、経過のもとにおきましては、こゝろまで組合側も話し合ひによつて話を片づけていく、こゝろいふことであつて、それは基本線として石炭政策の合理化計画はこれはやむを得ない、しかしながら今までのように非常な強いは困るといふことで、とにかく炭鉱事業が置かれておる状態については十分の理解が持たれておる、また私どももまた経営者側もとにかく組合の方々に對する離職等の処置について、それは気の毒だ、またさういふ点で工夫の余地があるかどうか、また一般の納得がいづれよくなるかどうか、いづれにいたしましても、経営者側あるいは政府側だけが合理化の方針を遂行するといふ強い態度では必ずしも納得がいかないだらう、こゝろいふ意味からこの調査会が設置されておる、こゝろいふ状況でございませぬ。

私は中労委のあつせん案そのものについて、これは是非を私は申し上げる筋ではないといふことを先ほど申した

のでありますが、ただ吉田さんの言われるように、労使双方の考え方、また中労委が、政府側その他もせひともこれを進めてくれろ、こり言われることは、私は中労委としてどうかと思つて、中労委は自分の権限、自分の信するところを裁定されるのがしかるべきであらうと、私はさように思つて、これがあつせん案のしかるべきゆゑんであつて、それが特別な考慮のもとに扱われるといふことはどうも私はこれははやや納得がいきかねる、だから先ほど大へん私とすれば遠慮した表現をしたわけです。中労委が在来の合理化計画で示しておる三・八%をあつせんの原案としてお話なさるなら、これは非常に話がよくわかりますけれども、昨年も非常に高いところであり、ことしもまたそれを上回つて、こりなりまして、経営者側いろいろな御議論があるのはこれはわからないわけじゃない、こりいふことを実は申し上げておるのでございまして。問題は、大へん労使双方の關係であれだけ激化した問題でございまして。したがうかと思つて、その説明の仕方があつるかと思つて、やや表現の仕方の相違はございまして、趣旨は私の申してゐるところと別に変わりはない、かように私は思つております。先ほどの答弁を重ねて申し上げるのも、さういふ意味合いでござい

○吉田法晴君 石炭対策についての閣議決定によつて政府が雇用について責任を持つようになつたかどうか、この点はあとで質問をいたしますし、論議をいたしますから、あとに譲りますが、きのう来のあつせんの問題について政府の石炭安定化対策が決定をされ、そのにない手となるべき炭鉱労働者の生活条件の維持、向上を緊急に解決しなければならぬ、そりいふ意味で賃金問題を扱われ、そしてその実施のために関係当局の支援を得て、おそらく協議をなさるでしようが、協議をし、支援を得て、あつせん案の受諾をされることを望むと、こりいふ表現に対して、政府としてはどういふ態度をおとりになるかといふことをお尋ねしたので、すが、い、わ、従来からの合理化計画の中で三・八%云々の説明は要らぬです。説明じゃなくて、政府の態度をお尋ねしてゐるのです。そしてそれについて中労委の判断が妥当であるかどうかといつたような判断を非常に内輪にしておられるようですが、それは私は逆じゃないかと思つて、石炭政策あるは中労委の言うところによると安定化対策を決定をした。それを実施していく上からいへば、これをどうするか、労働者の生活安定はもたらなければならない、あるいは生活条件の向上はもたらなければならない。それについて結論が出た。あなたは全然中労委の結論について責任がないかのように言われますけれども、中労委は、これは労働者ですが、政府で委員を委嘱してゐる。その政府が委員を委嘱した中労委がその立場において問題を考え、あるいは双方の事情を聞き、それから石炭の実態も考え、あるいは安定化方針と申しますか、石炭対策についての閣議決定も十分腹に入れたら、こりいふ解決方法以外にはなからうといふことと出された案でございまして。それについてとかくの批判をすることよりも、問題を解決するためにどうしなければならぬか、あるいは表明された当局の支援云々についてどうされる、これは

これからの問題だらうが、同時解決すべきであつたという希望は、私どもも持つてゐる、持つておりましたけれども、解決しなかつた。そこでいろいろの方法等が言われてゐる。それは時間はずれましたけれども、中労委あつせんといふことになつた。そりすると、中労委のあつせんによつてすみやかに解決すべきだといふのが、通産大臣としても当然の私は立場でなければならぬと思つて、いかがでしようか。

○国務大臣(佐藤榮作君) もちろん事業として労使双方で話し合ひがつき、中労委あつせんでもどういふ形でもけつこうですが、話し合ひがまとまらぬ。これは大へん私ども望むところではございまして。しかし今新聞にこりいふふりに出てゐるという話でございまして、まだ正式に通産省自身としては、こりいふ意味の話し合ひは受けておられません。それを実は申し上げてゐるわけなんです。ただいままでのところ、もちろん経営者の連中は、私のところに尋ねて参りまして、いろいろ意見も申して参つておられます、おられますが、今言へることは、ただいま申し上げたように、一日も早く紛争をやめることだし、そして平常に復して、そしてそれぞれの職場において働いていただくこと、それを行政官庁としては望むといふ以外にはございせん。その具体的な条件、その他はこりいふことかと

いへば、これはもう労使双方で話し合ひをされるだらう、かように期待をしてゐるといふことを、先ほど来申し上げ、なるべく具体的な紛争の実態に通産省としては関与する筋のものではないだらう、こりいふに実は私は思つてゐる次第であります。

○吉田法晴君 今の答弁は大體まともでありました、前に要らぬことを言つたが、石炭政策を決定をするときに、実は賃金の問題について片づけたかつた、それが紛争になることを望まなかつたといふ点は、これはわかる。しかし同時に同時に同時解決を望むといふ気があつたなら片づくにしても、そのとき労使の間ですぐ片づくとは思われないから、中労委のあつせん云々といふ点もやはり考えられ、政府としても考えられた。中労委のあつせんが出たら、すみやかに中労委のあつせんを解決するよりに望むと、こりいふ今の答弁が、それは最初からあつた問題はなかつたわけです。まあ途中で要らぬことを言われましたが、...

きめる。こりいふことです。そりすると、雇用に関しては雇用だけではございせんが、雇用を中心とし、それから近代化、合理化、雇用の実態等について答申を早急に求めて、その答申に基づいて措置につき政府の決定があるまでは、経営者側は、新規の人員整理を行なわず、労働者側は、首切りがなからぬこととご理解するものであります。四月五日以降権威ある調査団の答申と、その答申に基づく措置についての政府の閣議決定があるまでは、これは法的の措置、予算措置を含むと思つて、閣議決定があるまでは新規の人員整理は労働者の承諾なしには一方的には行なはれない。期間が一応限つてあつて、こりいふよりに閣議決定で制限をされてゐる。そりすると、政府の責任において一方的な解雇は行なはれない、これは解すべきであらうと思つてゐる。こりいふよりに、閣議決定、そしてその調査あるいは調査に基づく政府の決定が行なわれるまでは解雇は行なはれない。こりいふことは、政府からいへば、行なはれないといふこと、閣議決定によつて一方的な解雇は制限をされたこと、こりいふのは当然だと思つてゐる。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは御承知のよりに、経営者側は新規の人員整理を行なわず、労働者側は紛争行為を行なはれないよりに期待するものとする。これは期待するのは双方、実はかかるわけです。こりいふに、非常に苦心の作なんです、期待するものとするといふこ



とは。ことに紛争行為というよりなご  
とになりますと、政府はそういう事柄  
を、本来の問題を制限するわけに参り  
ません。また雇用の関係におきまして  
も、経営者側に対して行政的指導は可  
能にしても、それを行なわせないとい  
ふ、そういう確約のできるものではござ  
いません。これは当時関係された方々も  
すべて御了承のこととございますが、  
同時にこの方針を閣議決定をする、労  
使双方はこれによって協約をするだろ  
う、そういうことを実は期待してある  
ものでございまして、協約の内容によ  
って、たゞいま吉田さんが御指摘の  
点が明確になる。政府が協約ができた  
ばそれを確認するということは当然で  
ございます。そういうものでございま  
す。これはもう在来から行政官庁とし  
て関与し得ること、関与し得ないこ  
とがあるものでございますから、そ  
ういう意味で苦心した書き方をしたつ  
もりでございます。

はやはりなきいということだ。政  
府はその資金、あるいはその他の援助  
をして、出てきた失業者について、経  
営者と労働者の自由意思に基づいて就  
職するようにあつせん援助をするとい  
う原則から、あるいは建前から、炭鉱  
労働者の炭鉱における雇用に、炭鉱  
及びその雇用の裏づける総合エネル  
ギー対策の確立について、なおやむを  
得ず出でくる閉山とともに、これに伴  
う人員整理の計画及びこれによる被整  
理人員の雇用、再就職についても、政  
府が直接であるか間接であるかはとに  
かくとして、責任を持つということに  
なると解すべきでないかと思ふので  
が、その辺はどうですか。

これは閣議決定で政府が勸奨をする  
というならば、雇用の問題について強力  
なる機関なり、あるいは年ごとに決定  
される鉱業審議会の答申の実施につ  
いて、それからあとの再雇用その他に  
いても政府が責任を持つということに  
これはなるじゃないか、全責任を持つ  
という点、直接的な責任だと解釈され  
るならばどうか知らないけれども、  
よつてくるところは生活の安定と雇用  
の安定について最善の努力を払い、生  
活安定と転換職場のない合理化になら  
ないようにより強力で指導する。その強力  
な指導の仕方を閣議決定でやる。ある  
いは間接も約束されたが、その点も勸  
奨等を通じて政府で責任を持つ。言  
わなければ間接、直接を問わず、仕事場  
のない、行き先のない首切りは行な  
われない、こういう点について政府が  
責任を負わなければならない。直接、  
間接の方法もありますけれども、どう  
ですか、それは。

これも閣議決定で政府が勸奨をする  
というならば、雇用の問題について強力  
なる機関なり、あるいは年ごとに決定  
される鉱業審議会の答申の実施につ  
いて、それからあとの再雇用その他に  
いても政府が責任を持つということに  
これはなるじゃないか、全責任を持つ  
という点、直接的な責任だと解釈され  
るならばどうか知らないけれども、  
よつてくるところは生活の安定と雇用  
の安定について最善の努力を払い、生  
活安定と転換職場のない合理化になら  
ないようにより強力で指導する。その強力  
な指導の仕方を閣議決定でやる。ある  
いは間接も約束されたが、その点も勸  
奨等を通じて政府で責任を持つ。言  
わなければ間接、直接を問わず、仕事場  
のない、行き先のない首切りは行な  
われない、こういう点について政府が  
責任を負わなければならない。直接、  
間接の方法もありますけれども、どう  
ですか、それは。

それは閣議決定で政府が勸奨をする  
というならば、雇用の問題について強力  
なる機関なり、あるいは年ごとに決定  
される鉱業審議会の答申の実施につ  
いて、それからあとの再雇用その他に  
いても政府が責任を持つということに  
これはなるじゃないか、全責任を持つ  
という点、直接的な責任だと解釈され  
るならばどうか知らないけれども、  
よつてくるところは生活の安定と雇用  
の安定について最善の努力を払い、生  
活安定と転換職場のない合理化になら  
ないようにより強力で指導する。その強力  
な指導の仕方を閣議決定でやる。ある  
いは間接も約束されたが、その点も勸  
奨等を通じて政府で責任を持つ。言  
わなければ間接、直接を問わず、仕事場  
のない、行き先のない首切りは行な  
われない、こういう点について政府が  
責任を負わなければならない。直接、  
間接の方法もありますけれども、どう  
ですか、それは。

○吉田法晴君 権威ある調査団の答申  
と、答申に基づく措置について政府の  
決定があるまで、一方的な人員整理、  
新たな人員整理が行なわれないよう  
に、政府が責任を持って、答申に基づ  
く措置について閣議決定をし、その後の  
「石炭鉱業の合理化に伴う整備計画（人  
員整理及び閉山計画）」とありますが、  
その整備計画についても、これを「地  
域別、炭田別に、毎年石炭鉱業審議会に  
おいて審議検討する。」とあります。石  
炭鉱業の第二会社化、租賦権の設定、  
請負等についても政府が監督を強化す  
る。それから炭鉱労働者の安定職場へ  
の転換雇用について、従来以上政府が  
直接かあるいは間接か責任を持つので  
あります。従来は合理化は、炭鉱経営  
者の責任においてやってきた、あるい

は閣議決定で政府が勸奨をする  
というならば、雇用の問題について強力  
なる機関なり、あるいは年ごとに決定  
される鉱業審議会の答申の実施につ  
いて、それからあとの再雇用その他に  
いても政府が責任を持つということに  
これはなるじゃないか、全責任を持つ  
という点、直接的な責任だと解釈され  
るならばどうか知らないけれども、  
よつてくるところは生活の安定と雇用  
の安定について最善の努力を払い、生  
活安定と転換職場のない合理化になら  
ないようにより強力で指導する。その強力  
な指導の仕方を閣議決定でやる。ある  
いは間接も約束されたが、その点も勸  
奨等を通じて政府で責任を持つ。言  
わなければ間接、直接を問わず、仕事場  
のない、行き先のない首切りは行な  
われない、こういう点について政府が  
責任を負わなければならない。直接、  
間接の方法もありますけれども、どう  
ですか、それは。

これは閣議決定で政府が勸奨をする  
というならば、雇用の問題について強力  
なる機関なり、あるいは年ごとに決定  
される鉱業審議会の答申の実施につ  
いて、それからあとの再雇用その他に  
いても政府が責任を持つということに  
これはなるじゃないか、全責任を持つ  
という点、直接的な責任だと解釈され  
るならばどうか知らないけれども、  
よつてくるところは生活の安定と雇用  
の安定について最善の努力を払い、生  
活安定と転換職場のない合理化になら  
ないようにより強力で指導する。その強力  
な指導の仕方を閣議決定でやる。ある  
いは間接も約束されたが、その点も勸  
奨等を通じて政府で責任を持つ。言  
わなければ間接、直接を問わず、仕事場  
のない、行き先のない首切りは行な  
われない、こういう点について政府が  
責任を負わなければならない。直接、  
間接の方法もありますけれども、どう  
ですか、それは。

これは閣議決定で政府が勸奨をする  
というならば、雇用の問題について強力  
なる機関なり、あるいは年ごとに決定  
される鉱業審議会の答申の実施につ  
いて、それからあとの再雇用その他に  
いても政府が責任を持つということに  
これはなるじゃないか、全責任を持つ  
という点、直接的な責任だと解釈され  
るならばどうか知らないけれども、  
よつてくるところは生活の安定と雇用  
の安定について最善の努力を払い、生  
活安定と転換職場のない合理化になら  
ないようにより強力で指導する。その強力  
な指導の仕方を閣議決定でやる。ある  
いは間接も約束されたが、その点も勸  
奨等を通じて政府で責任を持つ。言  
わなければ間接、直接を問わず、仕事場  
のない、行き先のない首切りは行な  
われない、こういう点について政府が  
責任を負わなければならない。直接、  
間接の方法もありますけれども、どう  
ですか、それは。

これは閣議決定で政府が勸奨をする  
というならば、雇用の問題について強力  
なる機関なり、あるいは年ごとに決定  
される鉱業審議会の答申の実施につ  
いて、それからあとの再雇用その他に  
いても政府が責任を持つということに  
これはなるじゃないか、全責任を持つ  
という点、直接的な責任だと解釈され  
るならばどうか知らないけれども、  
よつてくるところは生活の安定と雇用  
の安定について最善の努力を払い、生  
活安定と転換職場のない合理化になら  
ないようにより強力で指導する。その強力  
な指導の仕方を閣議決定でやる。ある  
いは間接も約束されたが、その点も勸  
奨等を通じて政府で責任を持つ。言  
わなければ間接、直接を問わず、仕事場  
のない、行き先のない首切りは行な  
われない、こういう点について政府が  
責任を負わなければならない。直接、  
間接の方法もありますけれども、どう  
ですか、それは。

これは閣議決定で政府が勸奨をする  
というならば、雇用の問題について強力  
なる機関なり、あるいは年ごとに決定  
される鉱業審議会の答申の実施につ  
いて、それからあとの再雇用その他に  
いても政府が責任を持つということに  
これはなるじゃないか、全責任を持つ  
という点、直接的な責任だと解釈され  
るならばどうか知らないけれども、  
よつてくるところは生活の安定と雇用  
の安定について最善の努力を払い、生  
活安定と転換職場のない合理化になら  
ないようにより強力で指導する。その強力  
な指導の仕方を閣議決定でやる。ある  
いは間接も約束されたが、その点も勸  
奨等を通じて政府で責任を持つ。言  
わなければ間接、直接を問わず、仕事場  
のない、行き先のない首切りは行な  
われない、こういう点について政府が  
責任を負わなければならない。直接、  
間接の方法もありますけれども、どう  
ですか、それは。

七

○國務大臣(佐藤榮作君) 最初からそのう聞いてくれれば、そう申し上げておきます。

○吉田法晴君 最初からそう聞いていないではないですか。直接間接の方法を通じてではあるけれども、政府が責任を持つようになったのが、この対策の中心的精神ではありませんか、このういうことをお尋ねした。ですから、これはこまかいあれになりますけれども、石炭局長でもいいですが、あるいは労働省が出ておれば労働局長になるかもしれないが、解雇、人員整理は労働者の自己の意思と都合による退職、それから労災等によって労働能力を喪失して法によって補償を得て退職する者、それから病氣によって治療したが、健康を回復せずに労働能力の回復の見込みがないので退職する者、それから就業規則によって当該炭鉱の労働者全体の利益のために解雇される者、それからこれは組夫なりあるいは第二会社の問題に入ることですけれども、基準をこれは明らかにして云々というところですけれども、強化をしてという、私はこれは実質上の強化をして云々だろと思うのですけれども、しかしその背後にありますものは労働者なり労働組合の了承を得て解雇する、こういうことだろと思うのであります、そういうものを除いてはこの答申が閣議決定をするまであるいはその後においても答申を実施する、あるいは鉱業審議会の答申を待つて実施する点についても、労働者なり労働組合の承認なしには一方的には行なわれないと解してよかろうかと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(今井博君) ここは、そういうこまかく御指摘になりましたけれども、ここに閣議決定にございまする「人員整理を行なわす」というところにカッコして一応例外事項を書いてございまして、これはこういふふうにしてございまして、この文句のままでございまして、今御指摘になりましたように非常にこまかく具体的にそこまで論議してきめたものではございません。

○吉田法晴君 大臣も忙がしいようです、それでは大臣に答弁を願うべきところのものを一応お尋ねをして大臣についての質問を終わりたいと思ひます。総合エネルギー対策の樹立と、その中において石炭産業の安定的な地位を確保したい、こういう閣議決定なされた。それをどう具体化していくとされるか。権威ある調査団云々という点もあつたけれども、通産大臣としての御方針を承つておきたいと思ひます。

それからコストの切り下げを可能な場合の五千五百万トンの――まあ五千五百万トンという点には変わらないのだと云う言われるけれども、原料炭を主にして未開発炭田の開発を行なっていくというところから、原料炭を中心とする未開発炭田の開発によつて、五千五百万トンの出炭規模の拡大がなされる。こういう点はこれに含まれていられる。こういう点には含まれていないのではないかと思はれるのですが、このコスト切り下げの可能な場合の五千五百万トンの出炭規模の拡大の方向、それからこのコストの切り下げを可能にする場合云々とありますが、過去においてこの切り下げ合理化をやつてきたが、これを妨げる要件、過去においては、国鉄運賃等については運賃の値上げの分のたな上げ云々の措置が講ぜられて参つたわけでありまして、

今後こういふ政府の施策によつてコストが上がるような傾向が出て参りました場合、その要素について同様の対策をとられるのか、おそらくさういふものも含むだろと思ひますが、さういふが、さういふコスト切り下げの努力を防げる要因について、これは一切行なわないといふことなですか。それとも起こつてきた場合に、さういふ対処の仕方をされるかという点をお尋ねをしておきたいと思ひます。あとは石炭局長なり何なりでいいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 御承知のように、ただいま通産省に産業構造調査会というものがございまして、その中にエネルギー部会というものがございまして、このエネルギー部会をひとつ強力なものに改組する、さういふ考え方をございまして、それは直ちに立法措置を必要とするというところまで踏み切つておるわけではございません。将来の問題といたしまして、さらに立法措置を必要とする、さういふ結論を得ればもちろん立法措置をすることをいふと、さういふ考えはございません。さしあつて産業構造調査会のエネルギー部会、そこで総合エネルギー対策を審議する機構を強化する。さういふ考え方をございまして、これはいろいろ議論がございまして、私自身も、総合エネルギー対策から見れば、内閣において総理大臣が直接任命する、さういふ形が望ましくはないかと実は考えたのでございまして、ところがエネルギー部門は全部通産省所管、原子力はさういふ通産省所管ではございませぬけれども、原子力発電となりますと、これは通産省所管でございまして、さういふことを考えますと、通産省に關係

するものばかりのようには考えられませぬので、産業構造調査会、その中で総合エネルギー対策をする部会を強化する、これで十分かなえるのじやないか、かやうに実は考えておる次第でございまして。

第二の点、千二百円下げの実施はさういふ事態が起きたらどうするか。運賃しかりといふことを言つておられますが、これはいろいろ実情等をよく考へて対策を考へないといふ、今予定したのから変わったから、直ちにこの千二百円下げを再検討するといふことでは、やや事態に合わないのじやないかと思ひます。たとえば昨年の賃金引き上げについても、これは予定したより以上のもの、今回はまた予定したより以上のもので、これは直ちに千二百円下げに影響があることは当然でございまして、これを他のほうで吸収が可能かどうか。さういふところに研究の余地があるわけではございまして、賃金が上がったから直ちに千二百円下げは変更だと、さういふわけには出来なない。また鉄道運賃にいたしましても、ただいま延納措置をとつておりますが、それも引き上げ分全額ではないと思ひます。あれはたしか、二分の一だと思ひます。ですからあるいは坑木代が上がつたとか、電気料金が上がったとか、それを一つ一つ取り上げてどうこうすることは、いわゆる合理的経済性を持たすという観点に立ちますと、万全の方法ではないと思ひます。しかし非常に事情が変わつてきたときに、それを全部否認して、さうして何でもかでも千二百円下げにするという、さういふ極端なことも、これは事態には合わないだろ、かやうに思ひますので、さういふ意味で十分情勢

を認識して、しかる上で対策を立てる。今回もすでに三十七年に入つておられますから、いわゆる千二百円下げの三十七年度計画あるいは三十八年度計画、さういふものはまだ具体化いたしておりませんが、近くこれなどは、石炭鉱業審議会が結論を得て、しかる上で答申を得た上で政府の態度をきめる、さういふ考え方をございまして。政府の一存で独断できめるといふことになしに、情勢判断に誤りないようにする、さういふ考え方をございまして。また、原料炭の開発計画、これが五千五百万トンの中にあるとか外にあるとか、いろんなこまかい議論がございまして、大まかに申しまして、だんだんさういふ必要な原料炭、ことに外国の輸入炭にかへ得る国内の原料炭ということを考えますと、これはできるだけ、一千万トン以上も外国から入つておる原料炭に国内炭をもつて置きかえるといふ、これはまあ積極的な政策で、そこに意義があると思ひますので、特に開発計画として上せたわけではございません。しかしこれは、吉田さんのほうが専門だから、御承知のとおり一般燃料炭等につきましても、政府がいろいろ施策をいたしまして、なかなかこれは伸びないでありまして、むしろ減少の危険すらある、かやうに思ひます。さういふと、原料炭はふえたが、片方で燃料炭等その後退いたしますと、なかなか五千五百万トンの目標を確保することも非常に困難だ、さういふことも一部心配されるのでございまして、問題はこの数量にとらわれることなく、需給の關係が円滑に推移する、そのためには石炭が合理的経済性のある炭になること、さういふように実は考えまして、原料炭は



外貨の支払い等の関係もございませぬから、そういう意味ではやや一般炭とは趣を異にする、こういう意味で積極的に開発計画を持ったのだ、かように御了承をいただきたいと存する次第でございます。

○吉田法晴君 五千五百万トンのワケに必ずしも拘泥するわけではない、五千五百万トンはこすように、需要の確保等に努力をして安定産業たらしめたいという過去の答弁と、今の答弁は、少しニュアンスが違ふようです。まあしかし、これらの問題については、別の機会にいたしましょう。じゃ、その辺の、あるいは重油との関係については、あとの機会にいたしますが、もう一点だけお尋ねをしておきますが、今後石炭対策を閣議決定に従って調査を委嘱され、それから早急にその結論を待つて閣議決定をする云々、それから、年次計画については、石炭鉱業審議会の答申を待つて実施する、こういうことになりますと、その間に雇用問題、あるいは人員の問題等が出て参ります。その結論が出てさらに争うという事でなしに、私どもの考えた炭鉱労働者の雇用安定に関する法律のように、その中にもございませぬが、労働者の代表を委員会の中に入れて、とにかくそれが出来たあとで争いをやるということでないように、構想をする必要があるのではないかと、こういうふうにご考へますが、それらの点についてはどういふ工合に考へておられますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 五千五百万トンについての説明が在来とニュアンスが違ふ、そのとおりや変えておられます。これはどういふわけに変えたか

と申しますと、五千五百万トンという数字を唯一最高のものにしてたゞいままで説明して参りましたが、これは数字そのものにこだわる筋じゃなくて、石炭の合理的経済性ということが主体なんだ、だから、その合理的経済性があれば五千五百万トンにこだわることはないんだ、こういうふうには、在来の説明とやや重点と異なりますか、五千五百万トンにとらわれているのはこのことなんだというところをつけ加えたつもりであります。したがって、ただいまの石炭の情勢、趨勢等から見まして、私は五千五百万トンという数字を合理的経済性があるもの、かように漠然と考へると、それはなかなか困難な目標じゃないか、かように一つは思つておるわけでございます。

それから第二の問題、御承知のように当面の措置として作ります調査団、これは中立的なものがよろしい、こういうことで、これは労使双方入つておられない。これは通産、大蔵、労働の三者の關係官並びに中立委員をもつてエネルギー懇談会等の方に委嘱をしてこれを出すわけでありませぬ。しかし、後の、今お話しになります四の一ですか、石炭鉱業審議会です、このほうには今いわれるように組合の方も入つておられると、かように私は理解しております。御了承願ひたいと思ひます。

○吉田法晴君 またの機会にいたしましよ。  
○委員長(武藤常介君) 速記をとめて。  
○委員長(武藤常介君) 速記起こし

他に御質疑はありませぬか。——他に御発言がなければ三案の質疑はきよらはこの程度にとどめます。  
午前の審議はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたします。  
午後零時三十分休憩

午後一時四十九分開会  
○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を再開いたします。

まず、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○中田吉雄君 私はただいま議題になりました海外経済協力基金法の改正案に入ります前に、少し総括的なことを若干お尋ねしたいと思ひ次第であります。

まず第一に、国際経済の、あるいは世界経済の構造変化といふことからも一べん基金法といふものを本格的な検討をして、そのはつきりした位置づけをやつて出発すべきじゃないか、今出ていますような二つの点の改正についても私たちが賛成するのですが、もっと本格的な世界経済の構造変化、こういう問題において本法がどういふ位置づけをさるべきかという点を検討すべきじゃないか。と言ひますのは、一九五八年のローマ条約から発足しましたEEC、その後アジア、極東地域あるいは中南米地域、南アフリカ共同市場あるいは東欧地域のコモンあるいは共産圏といふような共同市場化といふ事か、そういう大きな世界経済の構造変化の中で、一体わが国はどうすべきか、その中で海外経済協力基金法はどう位置づけすべきか、どうあるべきか、特にこの法律ができましたのは昭和三十五年で、そのときにはまだヨーロッパ共同市場といふものが今日ほど注目すべきものではなかつたといふことが大前提として重要じゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(藤山愛一郎君) お話のように、世界の経済が大きな角度でもつて変わりつつあるといふことは、中田委員の御指摘のとおりでございます。特にEECは本年から第二段階に入りまして、農業関係の調整に入つたといふようなことで、EECの持つております基礎といふものが固まりつつあるといふような状態でございます。その他南米におきましてもひとつの地域経済の協力といふようなことが行なわれる、あるいはおそらく将来アフリカにおいても同じような関係が出てくると思ひのであります。そういうものを考へて、これからの国際経済に臨んでいかなければならぬことはむろんだと思ひます。が、同時に反面、低開発国とそれから先進国との間の経済関係の問題がございまして、これはガット等におきましても、明らかにいわれる低開発国の数がふえて、独立をしてきたものでありますから、数がふえてきておる。それらの経済を確立して参ります上においても、先進国と低開発国との間に関税の關係の問題といふようなものが、昨年暮れにガットに行きましたときにも新たな問題として提起されておるところでございます。ある意味からいへば、ガットの曲がり角に來たと事務局長なども、私の出ましたある宴会の席上で言つておつたわけでありませぬ。そういうふうな一つの大きな世界経済が新しい転機に立つておるといふことは、われわれ当然考へ

て参らなければなりませんし、日本の経済もその中にどういふ位置づけをし、またどういふ今後方針をもつて進むかといふようなことも十分考へて参らなければならぬと思ひます。が、しかし、そういう大きな問題を考へて参りますけれども、しかしその過渡的として少なくなるとも実情から見まして、日本が東南アジアを初め低開発国と協力して参ります態勢を、一日もゆるがせにして参るわけに参りませぬし、世界の状況から見まして、御承知のとおりOECDの中にDACといふ委員会ができました。低開発国に対する開発援助をやらう、こういうことが一つの方針になつておられます。したがつてそういう見地から考へてみまして、現在あります海外経済協力基金法そのものを現実にいへばできるだけの有効に活用しながら、もう少し大きな問題を將來考へていくことが必要でございますので、この経済協力基金法といふものをこの時期においてはやはり一応実情に即するよう運営をし、能率を上げ、効果を上げるようにしていくことが必要だと、こゝろ思ひまして今回の基金法の一部を改正する法律案を提案したわけでございます。

○中田吉雄君 ただいま藤山大臣の御答弁よくわかりませぬが、これは新聞で伝え聞くところによると、O.A.E.C.の共同宣言が閣議にかつた際に、一体どういふ世界経済の大きな構造変化の潮流の中で、わが国がどうあるべきか、何をなすべきかといふことが、やはり問題になつたやに新聞紙上で伝えられておるのですが、やはり企画庁とされては、そういう分析をやつていただく、していただくことが、特に、これはまだはつき

りと、さだかでない点もありますから、まあ差し迫った問題から解決していくことも大切でしょうが、そういう点を私は早急に……です。それからたくさんこういふことに関して新聞に出てくる記事を見ても、さまざまある羊のごとく、E.E.C.の巨人的な何におそれなして、孤立感にかられてなすところを知らぬということでは、これは困ると思うわけで、私はほんとうならばやはり海外経済協力基金法というものは、日本が世界経済の動きつある中で何をなし、この基金法にどういふ役割りを負わせるか、それが一つと、そしてE.E.C.とは全然も比重が違ってきているということを検討していただきたかかったのですが、そういうことへの希望を申し上げて、そこで私今回の、主として東南アジア地域を対象にします本法適用地域におきまして、いろいろ調べて見まして、予想外に日本の投資と言いますか、そういうものが少ないということ……。たとえはインド、パキスタンに対する円借款の一億……六一年の両国に対する債権国会議の工業化計画資金として一億ドルですか、そして今回いただきました資料で十五億ドルですかというよりなことで、あとは主として賠償というものの賠償か、ある意味では形の変わった、間接的ではあります、そういう経済協力力になって、それ以外ではないという点で、私はそういう点は、このことから何を日本が学ぶべきか、中国市場にかわるものとして、いぶん東南アジア市場が言われながら、たつたこの程度のクレジットなり投資で、非常にわずかなんです。ところがこれをアメリカ等を見ますと、一九六一年の対外経済援助四十六億八千万ドルに対してアジ

ア地域に対して十六億七千万ドル、西独のごときもインドに対してすでに三億六千四百万ドル、パキスタンに対して一億一千七百万ドルというふうな、日本なんかよりかまけたはずな規模の、そういう経済協力をやっているわけですから、そこで私が特に申し上げたい点は、わが党も本法案には賛成ですが、これはもつとふやすべきですが、国内の投資その他を考えて見ても、なかなか海外に出すべき蓄積の元本がそうない。私はそういう際に、やはり必要なことは、一番重要なことは、日本は今日なお資本蓄積が少なからず、そういう少ない資本蓄積の日本でもやれるという東西貿易というものを、もつと高い比重において、それがまた資本蓄積を進める非常に重要なものだと思うのですが、その点はいかががでしよう。私は巨大な米英等と協力をしながらといつても、とうていこの対外経済協力の援助競争になかなか勝てぬ、そういう際にはやはり必要なことは普通のペースによる——思想や考えは違つても、そういうことで経済の交流の範囲を拡大する。あれほどいろいろ池田さんも二回も東南アジアにも行かれ、やつてきたことは、タイの特別の九十六億ぐらいで、たいしたことは実際できていないという点を見ても、これは結局日本の海外の経済援助をすべき資本の蓄積の元本が少ない。こういう中で何がやり得るかというところは、私ははつきり見きわめておくことが必要じゃないか。それには近隣にあります共産圏との経済交流というものが高い比重を占めていくことを、まずはつきりすることが必要じゃないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) お話のようになり日本が対外経済協力をやりやすうに、資本蓄積が十分でなければできないことは当然であります。したがって国内にも私は資本蓄積ということが相当にこの場合、必要なことであらうと考えておりますが、同時に国際的な貿易関係によつて日本の経済を拡大し、それによつて今お話のようにな、日本の経済力を増し、それがおのずから蓄積となり、あるいは海外への再投資となるという方向に持っていかなければ日本としては拡大して参れませんし、また海外経済協力も進んでいかなければなりません。したがって東西貿易についても政府としても決してこれをないがしろにするわけではないわけでありまして、まあ数年前にソ連との通商協定を作りましたときは——私自身、初めて作つたわけであります。あの当時予想しておりましたよりも、その後さらに私の時代に三年の長期契約をやつて改定しましたときには非常に伸びております。最近の状況から見れば、非常に伸びております。したがって政府としてもソ連との貿易関係について、あるいは東欧諸国との貿易関係について、それぞれ通商関係を設定もして参りましたし、決してそれをないがしろにしておるわけではございません。ただ問題は中共との関係になります。これも経済問題としては当然私どもは前向きな姿勢をもつて貿易を拡大していくという道が開かれることを望んでおるわけでありまして、そういう点については、やはり両国が経済面において十分な理解を持つて、政治的な基盤は違ひましても、経済関係を十分過渡的に確立していくというところは望ましいことで、そういう方

向に進めて参らなければならぬと、こういうふうな考えております。  
○中田吉雄君 くどういふようですが、パキスタンに対して円借款の債権国会議で一億ドルという程度で、あとは賠償の一千四百万くらいになっておるといふのが実態上の……今回これが十五億円が基金であります。実際、東南アジア、東南アジアといつても、具体的にはこれは日本の資本蓄積の浅さからきている欠陥だと思つておるが、そういう点で私はどうしても七億近い中国、二億のソ連、八百万の北朝鮮、モンゴルの一千と北ベトナムの千五百万、この近接した地域の普通のペースによる貿易というものは、あとでもちよつと触れたいと思つたのですが、アジアの経済統合をやる際の最大の障害である経済の発展段階の相違、相互の補完性のないというふうなものを補ない、日本の資本蓄積の少なさからくる障害を克服しながら、世界的な潮流である共同市場化の傾向に対応するには、やはりそれが非常に重要な点ではないか、その点を、それは藤山大臣も御答弁になりましたが、ところがそれは別として、経済の補完性は非常に少ないといひながら、この間のエカフェの会議で日本ははなはだど、前向きの足踏みをして、前を向いているが、足踏みをして、はなはだ地域の共同化に対して冷淡なような記事がたくさん散見しておつたのです。藤山大臣は議長として出られたのですが、いかがですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) このエカフェ地域内における経済協力の関係でございますけれども、今お話のように、発展段階が違ひますし、補完関係が違つて必ずしも一致しておりません。したがってそういう地域におきまはE.E.C.のごとく、あるいは南米におきまは、それではそういう経済協力が全然できないかといふは、御承知のとおり三人委員会の報告にも、事務総長に出しました報告にもございまして、ある程度地域内の基礎的なつまり交通でありますとか、通信でありますとか、そういうもの、商業あるいは工業、経済の基礎的な整備というものが、必要だと思つておるが、過去におきまは、東南アジア地域、いわゆるエカフェ地域つまり通信でありますとか、交通でありますとかいふものは、植民地本国につながるような交通である、あるいは通信、電信、電話にしても、通信連絡の系統——域内を一つに便利に、域内の共通に十分活用できるような実態は、そういう面からの協力をまず始めていくというよりは、私は、私は非常に重要なことだと思つてございまして、またエカフェの会議等に出ましても、そういう協力態勢を作ります場合に、日本を抜きにしてはなかなかそういう協力態勢はできにくいのだということ、それぞれの国の代表の私的な会話においても言われておるわけでございます。そういう意味において日本がこれに前向きの態度でもつて接触しながら、そういう期待を實現していくことは必要だと思つております。ただ御承知のように、若干日本にも、戦後十六年たちましたけれども、何か日本

があまりに東南アジア地域の問題について積極的な発言をすれば、あるいは大東亜共栄圏の再建というような感じを、それぞれ地域の方々が、もうなくなっていると思えますけれども、かりに受ければ若干そういう面において支障を来たすかもしれない。むしろ盛り上がり進んできた態勢に日本が協力しながら進んでいくというような考え方のほうが適当なんじゃないかというような、若干の意識もございしますので、そういう面から、外から見られますと、幾らか消極的な面が現われるのじゃないかと思えますけれども、私としてはできるだけ積極的にやってみようかと、こころ思っております。

○中田吉雄君　そういって戦前のイメージやその他はいいですが、どうもE E Cの脅威的な発展に、アメリカもE E Cはアメリカに対する挑戦だというふうなこともあったりして、その驍尾に付して日本もE E Cにばかり秋波を送っているといえますか、私はそういう日本の置かれた状況をE E Cとの接近で打開するといふことは、そう期待するような結果は出てこない。特になるほど排他性はないといえますけれども、私はやはり東南アジアを見ても、アメリカとE E C諸国、中国等からはさみ撃ちをくっているといふことが、なかなか排他的な競争力を持つておる。そうE E Cとの接近で、日本の置かれた現状が開明できるものではないのじゃないか、それはともかくとして、そういうふうな考えのようですが、その点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(藤山愛一郎君)　私はE E Cの問題について、二つの観点からこれを見ておるわけでありまして、日本の対E E C諸国との貿易を拡大す

るといふ意味において、E E Cが非常に強力な一つの経済形態をとりながら、合理的に域内経済を統合しあるいは整理して、力を持つて参りますことは、E E Cと日本との貿易関係においてはそんなに悪影響だけがあるものではないかと、むしろ日本の自由化に伴いまして、E E Cとの間の貿易関係というものは拡大していくのではないかと、十分経済協力を持つことは私は必要だと思えます。ただ問題は、今御指摘になりましたとおり、E E C自身でなく、E E Cの域外と申しますか、東南アジアとかアフリカとか南米とかというところにおける日本とE E Cとの競争力、これが一つ問題になるわけでありまして、したがって、それではE E Cと接近することによって、その地域における競争力が何か調整できるかという点、必ずしもそれは調整できるものだとも思いませんし、また、調整して両方の関係がそれらの地域で伸びるというふうなことになるため

場合が多いと思うので、それらの点については、日本の国内経済政策の態勢を固めて、そうしてE E Cとの競争力を深めていくというところを持っていかねければならぬと、こころいふふうに考えております。

○中田吉雄君　その点が混同されて、E E Cと接近させれば問題解決への道が開かれる――E E Cのように、加盟六カ国は単一の市場になって、それに伴い企業規模が拡大して、合理化して、国際競争力が強まっているのですから、私は今日本が一般にE E Cと接近すれば、この問題が解決するといふ――日本自体がそういう国際競争力を高めていく、自分の持つ経済の矛盾を克服せぬとなかなかこれはできないので、そこらの混同があると思うのですが、最近よく財界等で、日本、アメリカ、カナダあるいはオーストラリア、ニュージランドを入れた太平洋共同地域、太平洋地域の経済統合といふことが言われますが、こころいふことはいかがですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君)　日本側の現状から申しまして、貿易関係についてカナダ、アメリカ、豪州、ニュージランドを加えまして、太平洋地域と申しますか、あるいは日本と日本と同程度の開港国との関係ですが、主としてこれらの関係にどちらかとい

る程度経済的に先進国としての立場を持つておりますし、また豪州は昨年は若干財政危機がございまして、けれども、しかし、貿易関係における支払い等の困難な国だと予想するわけには参りませんし、それから、そういう意味におきまして、これらの諸国とある程度の緊急関係を持つて、日本の輸出貿易を伸ばし、そして輸入超過を防遏していくというところは、これは必要なことであって、その限りにおいて、特に豪州でありますとか、カナダでありますとか、かりに英本國がE E Cに入るといふような状態となりますれば、なお、さらにそれに反対して参りますよりカナダとか豪州とかというものの経済関係が相当大きく方向転換をしていかなければならぬわけでありまして、そういう意味からいって、これらの諸国と緊密な連絡をとっていきま

がやっていたらいいということも特に希望を申し上げて、そして態勢は違つても、すぐ隣りの七億近い中国、二億のソビエトというものの結びつきなしには、大東亜共栄圏からくる国際競争力を作るという面からいって、私はめんどろじやないかと思つて、私はやはり日本の基本的態度を検討していただきたいということをお望みを申し上げて前段を終わります。

その次に基金法に移りたいと思つてますが、この海外経済協力基金法の改正は、ごく簡単な、第一に、理事の定数は二名ふやす、第二番目に、貸付または出資の際の要件をゆるめる、こころいふ二点でありまして、ごく簡単なことと、最初の理事の増員ということと、基金の資本金が設立当初に比べまして現在三倍にもなつていふので、これは事情やむを得ないと思つて、これは第二の貸出実施要件の緩和には若干問題があるんじゃないかと思つて、こころいふことは御承知のように、去る三十七国会におきまして、基金法を当委員会が決議いたしました際に、基金が投融資の選定を誤らず、いやしくも放漫な経営に流れることのないように指導すべきであるという趣旨の附帯決議がなされておる次第であります。もちろん今日まで政府はこの趣旨に沿つて、基金の運用を指導されたことと思つて、現在出されておる「達成の見込みがある」といふように改められます改正案は、当委員会の決議と真正面から対立するといふふうには少し言いきかぬかもしれませんが、相当の対立といふことは、これはズレといふか、こころいふことがあるんじゃないかと思つて、こころいふこと

は、なかなかそういふわけにはいかぬも、なかなかそういふわけにはいかぬ

○中田吉雄君　きょうは基金法の改正についてお尋ねするのが本筋ですが、やはりE E Cを中心とする最近の国際経済の動きからいって、早急にやむを得ないことを、やっぱり企劃官庁とされて、めんどうな作業でし

がやっていたらいいということも特に希望を申し上げて、そして態勢は違つても、すぐ隣りの七億近い中国、二億のソビエトというものの結びつきなしには、大東亜共栄圏からくる国際競争力を作るという面からいって、私はめんどろじやないかと思つて、私はやはり日本の基本的態度を検討していただきたいということをお望みを申し上げて前段を終わります。

がやっていたらいいということも特に希望を申し上げて、そして態勢は違つても、すぐ隣りの七億近い中国、二億のソビエトというものの結びつきなしには、大東亜共栄圏からくる国際競争力を作るという面からいって、私はめんどろじやないかと思つて、私はやはり日本の基本的態度を検討していただきたいということをお望みを申し上げて前段を終わります。

本改正案の立案にあたって政府は当委員会の決議を十分考慮されたかという点と、もちろん考慮されたかと思われなくても、あえてこういう改正をされた理由は一体どこにあるか。そういう点について一般的なお話を承りたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 本案を提出する際にありまして、参議院の附帯決議の御趣旨は十分われわれが承っておりますし、またその趣旨が当然なことでありまして、あらゆる場合に守つていかなければならぬ根本原則だと思つております。ただ基金が運用いたす場合に「その達成が確実である」という言葉自身は、非常に厳格でございまして、それ自身が、東南アジアあるいは南米等の国々において仕事をいたしております現状から申しますと、十分将来見込みがあるけれども、しかし今すぐには確実であるという条件と申すことになると、相当運用上、何と申しますか、憶病になると申しますか、注意は十分いたしますもの、あまりにも厳格ではないかと思つてございまして、海外経済協力という立場からいいますと、十分達成の見込みがあるというのを基準にして、いやしくも資金が放漫に流れないように検討していくということが實際運用面において必要だと思つてございまして、御趣旨の点は十分基金の当局者にも申して、われわれも御趣旨のとおり御費を使うことでありますから監督をいたして参らなければなりません。今お話を活用する場合には、この程度の改正は必要じゃないかと、こういうふう

○中田吉雄君 貸出要件を厳格にしますと、基金の業務の範囲が非常に狭くなつてしまふというふうなことであります。この基金の業務の独立性といつては、基金法を審議いたしました際には、非常に問題になつた点であります。その際に政府は輪銀でできないところを基金がやるので、基金の独立性はここにあるんだ、こういう答弁をされておられるに思ふんですが、實際に基金を運用した結果を見ますと、輪銀は非常に広範な権限を持つていて、輪銀でできないものは基金でもできない、その結果が貸出要件をゆるめるといふ改正案の提出になつたと思つておられるが、そこで政府にお尋ねしたいと思ふのは、政府は貸出要件をゆるめるといふ方向で基金の業務範囲を拡張しよう、広げようと思つておられるんですが、逆に現在輪銀が持つておられる業務の一部を基金の業務範囲に繰り入れるといふ方向で基金の存在というものを確立し、あるいは業務範囲を拡大するといふように考えることはできないか。たとえば現在輪銀は海外投資金融までやれるんですが、これこそ基金の業務範囲に移しちゃうというふうな点はいかがですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 全体として今度の改正の趣旨は、かりに理事二人を四人にいたすということも、業務範囲の拡大ということもございまして、しかし協力基金自体の業務の達成のためにある程度協力基金自体の専門的な理事がいることが必要だ、輪銀と兼ねた理事がおられるわけでございますから、簡素化の意味では前のほうがよかつたわけでございますけれども、そういう面から見ると、海外経済協力基

金の独自性がある程度現わして仕事をしに行きますためには、こういう改正をいたさなければならぬと思つてあります。したがつて、今お話のように業務の關係におきましても、輪銀と十分に連絡協調を保ちませんければなりませんけれども、ある程度海外経済協力基金自体が独自の検討等をして参らなければ、お話のようにできるものは輪銀でやつてしまつて、そうしてその他のものだけが来る、それを検討してみると、なかなか達成確実というふうな線ではむづかしいといふものもございまして、むしろそれですら、輪銀のほうの領分に食ひ入るとまては申しませんけれども、業務の活動の範囲を円滑にして、そうして独自の立場でやれるように仕事を進めて行く必要があるんじゃないかというのがねらいの一つでございます。

○中田吉雄君 このいいたきました「海外経済協力基金の業務概況」の「最近における内談状況」、こういうふうなものを拝見いたしましたも、貸出の要件をゆるめれば、基金に対して借り入れの申し込みがふえて、基金の業務も拡大するといふことはあるでしょうが、しかし単に形の上で基金の仕事がふえましても、それが必ずしも経済協力の実をあげることに必要な場合もありませんし、友好關係を促進することに必要な場合もあると思つて、たまたま基金を海外の不健全な開発事業に投資して不成功になりましたり、あるいは利権屋の乗ずるところになつたりいたしますれば、かえつてわが國と開発諸國との親善關係を害するようにならぬとも限りません。ですからこの解説書を見まし

ても、その運用方針は「開発事業が適切な計画により確実に達成されること」は、基金の債権保全のために必要であるばかりでなく、失敗により相手國の不信を招くような逆効果に終わらせないためにも特に必要である」と述べているわけでありまして、当然だと思つておられるが、対外關係では、ですから「達成が確実」という規定は絶対必要じゃないかと思つておられるが、この点がやはり経済協力を大いに促進するといふことと、達成の確実ということが必要でないといふことは通じないと思つておられるが、これはどうなんですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) お話のよりに、つまり利権的な人の介在によつてこの経済協力基金の貸し付けがゆがめられるというふうなことがあつたり、あるいはこの業務によりまして相手國の感情と申しますか、あるいは政府の方針に違つておるようなことをいたすといふようなことは、これは当然日本の海外経済協力基金そのものの基本的な問題でございまして、いかなる意味においても、そういうことは考へられない、運営の中では考へてはならぬことだと、こう考へております。ただそういうことを、基本的な問題は別にいたしまして、業務の運営をいたしておられます場合に、達成の見込みがあるという状況でありまして、それが確実であるといふような、非常に厳格な形のもので制約されますと、先ほど申上げたような意味において、基金自体の活動が何か非常な制約を受けるような感じも運営の上において持ちますと、かなり海外経済協力基金として相当十分な活動をいたしていかないのではないかと思つておられます。

て、むろん国費を使つて、そうしてこれを貸し付けをいたしていくことであつて、十分な達成の見込みがあらうと、そうしてそれが確実に償還されていなければならぬことは申すまでもないことである。その点については、われわれとしても嚴重にひとつ監督もいたしますし、基金自体もその点について十分な配慮をして、運営の万遺憾なきを期していきたい、こういうつもりで今回の案を出したわけでございます。

○中田吉雄君 基金法には、貸し出しの要件につきましては規定があります。償還の方法、担保についての規定がないようでありまして、もちろん貸出要件と償還条件は密接に関連しておられるのであります。この改正によつて貸出要件をゆるめる場合には、償還条件にも何らかの変更があるのか、償還につきましても、現在の基金運用方針の中で、原則として償還期限は二十年内にするとか、現地通貨によるか、現地通貨による返済は認めないとか、原則として物的担保を徴求するとかいふように幾つかの項目を定めさせていただきますが、今回貸出要件を緩和するに伴つて償還条件はこれはどうしますか。そのほうはそのままですか、この点についてお答えいただきたい。

○政府委員(中野正一君) 私からお答えいたしますが、償還条件につきましては、法律には特別に書いてございませぬが、先ほど御指摘のありましたよりに、業務方法書で償還期限、それから据え置き期間、あるいは担保の問題を書いてございまして、この点につきましては、今度貸し出しの条件を緩和するわけでございます。償還条件に

ついでには従来どおりの方針で基金としてやらせるつもりであります。

○中田吉雄君 昨年来わが国は非常にきびしい金融引き締め政策がとられて、中小企業は特別そのしわが寄って苦しんでおられるのですが、こういふ際に、国内にまだ十分でないのに、外国に経済協力が必要だとはいえないながら、貸し出し条件を緩和していくという事は、やはり国民感情としては問題だと思つたのです。これはさつきも言おうと思つたのですが、一体資本蓄積の中でどの程度を海外協力に向ける、経済協力を向けるかという基本原則も必要だと思つたのですが、それは別にしまして、政府としては貸し出し要件を緩和しても、償還返済のほうは確実だということとを国民にやはり十分理解させぬと、運用のいかんによつては、国民感情に微妙な不満や疑惑を抱かせることがあるかと思つてあります。たとへば、アメリカでは開発借款基金は、MSA法に基づきましてかなりルーズな条件で、ある意味では政治的なものも言えるような貸し出しを行なつておりますが、しかしその返還につきましても、借手が償還を確約し、かつ償還について合理的見通しがあるというところがはつきりした規定を法の上に設けて、そういうふうな、やはりかなり国民の税金をどう使つていくかということについても、割合やかましくアメリカの議会でも言われているのです。したがつて、わが国の協力基金法においても、償還についてやはり明確な規定を設ける必要があると思つたのですが、先にも調整局長は、償還については法律書に譲つておられることでは、この点はいかがですか、もっと明確に償還についてもしておくことが、こ

の基金のファンドをもつとふやしたりして、経済協力を大いに促進するためには必要じゃないかと思つたのですが、その点いかがですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) もちろんこれは税金を使つて、そして海外経済協力をやることですからして、貸し付けにあつては慎重であつて、そして達成の見通しがあるものでなければ貸さない、そういう見込みがなければ貸さないのが当然ですが、かりに、達成の見込みがあつても、その返還方法等について厳重な規定が必要であることは、今のような業務方法書自体にそれを譲りまして、そうして参つても、監督を厳重にして参りますれば、その混乱を起すこともございませぬし、誤つた運用をすることもないと思つたので、この点については、必ずしも業務方法書に書いてありますようなこと自体を、すぐ改正法の中に取り入れて書く必要は現在のところまだないのではな

い、かといふふうに感じております。

○中田吉雄君 これはまあ三十六年かからですが、だからこれが確実に返還されるかどうかという事は将来のことですが、これは順調に進んでいるのですか、調整局長いかがですか。

○政府委員(中野正一君) お手元に「海外経済協力基金の業務概要」が配付してあると思つたが、今まで基金として融資なり出資をいたしましたものは三件ございまして、合計十五億になつておりますが、この件につきましても、たとえばあがつておられます北スマトラ石油開発協力会社に対する出資、これは現在のところ大体われわれ考へております線で油を返還することになつております。北スマトラに対す

る融資につきましては、これは大体順調に参つておるように見ております。そのほかの二件につきましても、現在のところの見通しでは、大体順調に返還のほうもいくものといふふうに考へております。

○中田吉雄君 この基金法の第二十一条の要件ですが、それによりまして、融資と出資について区別を設けてないわけでありませぬ。しかし貸し出したものは出資——融資と出資について区別がないようでありませぬ。貸し出したものは出資の際の要件をゆるめて、達成確実を達成見込みがあればいいといふふうに改めると、融資と出資について何らかの区別をする必要があるのじゃないかと思つたのですが、いかがでしよう。と言いますのは、融資の場合には運用方針にもありますように、担保、保証人、外国政府または銀行の支払い保証等のように、たとへその開発事業が達成されなかつたとしても、ある程度まで債権の保全が可能であります。出資の場合には全然そういうことがないし、ありません。もちろん出資した会社の資産の一部を持ち分として手に入れるといふようなこともあるでしょうが、その会社の事業が失敗した場合、それはほとんど意味がなくなつてくるかと思つたのです。したがつて、金を出す場合に、出資のときのほうがより慎重でなくちゃならぬといふふうに考へるわけですが、この改正案のように、金を出す際の要件を緩和すれば、ますますそういうことの必要が、融資と出資とはあるのじゃないかと思つたのですが、その点いかがでしようか。

○政府委員(中野正一君) 出資と融資の点でございませぬが、これは二十条に書いてございませぬように、この基金はやはり融資といふことがやはり原則で、二書いてあるわけですが、第二号に、開発事業のために特に必要な場合には「前号の規定による資金の貸付けに代えて出資をする」ということでございませぬから、当然これは運用面につきましましては、出資の場合には非常に慎重に基金としては現在までやつております。また今後その方針でございませぬ。ただ全般的に今度は要件が少しゆるんだ感じになつておるわけですが、資金の供給形態が融資と出資では違つてございませぬから、特にその場合に条件をはつきり区別するといふ必要はないのじゃないか、この法律に書いてある程度のことと、あとは基金の運用面で十分に慎重にやつていただければ事足りるのじゃないかといふふうに考へております。

○中田吉雄君 じゃ運用の際には原則として融資が中心だから、十分配慮しているからいいと、こういうわけですか。

○政府委員(中野正一君) そのとおりでございませぬ。

○中田吉雄君 「達成が確実である」といふのは……「達成の見込みがある」といふ判断は、考えようによつては運用の問題で、何にも確実な客観的な基準はございませぬから、結局は運用するものの主観的な判断によることになつてしまふと思つたのです。したがつてこの程度の改正は、實際は運用方針の変更によつて内容的には十分達成されるのじゃないか、しかるに今回事新たに法律を改正されたことになりませぬ、かえつて拡張解釈の幅が非常に広がら

れて、弊害のほうが多くなるのじゃないか、この程度の改正の内容は、私は運用で処理できたのじゃないかと思つたのですが、やはりなぜこゝろいふふうにしなくちゃならなかつたか、具体的な例をあげて、中野局長でつこうですか、またこゝろいふ改正をすれば、たとえば「最近における内談状況」といふふうなので、こゝろいふ改正をすれば、一体どの程度ペースに乗つてさらに経済協力が促進できるかといふふうな、具体的な例をあげてひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(中野正一君) 今度の条件の緩和のあれは法律を直しまして、われわれの考へでは、要するに基金の自主的な判断の幅を広げたほうがいいんじゃないか。だから先生御指摘のように、運用で、あるいは企画庁長官の通達なり何なりくらいでいいんじゃないかといふふうなことも考へました。が、やはり法律で明確にして、そうして基金の自主的な判断の幅を広げて、實際には慎重に相当やつております。したがつて、その点は十分監督をやつて

いつたほうがいいんじゃないか、それから過去においては例はどうかという御質問でございませぬが、たとえば北スマトラ石油開発協力会社に出資をいたしました。このときも、だいたい基金のほうでいろいろ慎重に考へられたわけですが、なかなか決定をしなかつたわけですが、それで最後は閣議了解をとりまして、要するに政府金融機関でこれに応援すべきであるといふふうなような意味合いの経済協力という点、あるいは必要な資源を日本に確保するといふふ



らなような、両方の意味合いからやっ  
たらいいんじゃないかというような意  
味合いの閣議了解をとった例がござい  
ます。それから、「基金の業務概況」の  
ところに書いてございまして、た  
とえば農林水産関係、今、現在十六件  
の中で、五件のうち四件ほど漁業進出  
でございまして、これが例があがって  
おりました、いろいろやっております  
が、これなんか事業の達成が確定だ  
というところにあんまり固執すると、な  
かなか金が貸しにくいというふうなよ  
うな例じゃないかと考えております。  
というの、やはり漁業者でございま  
して、中小企業者が主体になっている  
わけでございますね、そういうふうな  
関係で、なかなか——それから向こう  
の現地のいろいろな運用の関係等、非  
常に不確定な要素が多いわけござい  
まして、そういう点である程度貸し出  
せるような態勢に基金自身を持って  
いっておかないと、なかなか業者のほ  
うで、せっかく漁業進出なんかで中小  
企業者が組合なんか作って進出しよ  
うというような場合の妨げになるのじや  
ないか、これあたりは今度の改正でだ  
いぶ進んでくるんじゃないかというふ  
うに考えております。

○中田吉雄君 基金が昨年三月に発足  
しまして、三十六年度に投融資の承諾  
が行なわれましたのは、たゞいま御説  
明がありました北スマトラ石油を初  
め、たつた三件ですか、そうして金額  
にしても十五億に過ぎないのでありま  
す。もちろんこの種の問題は話がまと  
まらずに、かなりの時間を要する  
ことですので、発足してから一年くら  
いのうちに、そう多くを期待すること  
は困難だと思いますが、そういう点を  
考慮しても、あまりにも少ないの

じやないかと思っておりますが、これは一  
体石橋をたたいても渡らぬということ  
ですか、あまりにも少ないのじやない  
かというふうに思っております。

○政府委員(中野正一君) 今、先生か  
ら御指摘のありましたとおりでござい  
まして、基金で扱った案件は経済協力事  
業でございまして、輸銀その他の一  
般の金融機関の金融通念をこえた高い  
判断と言いますか、そういうものが必  
要でございまして、また金融技術的に  
見ましても、むずかしい案件が多い、  
しかも相手国政府なり相手との交渉  
に、相当これは時間がかかる問題で  
ございまして、したがって、基金の態  
口に相談に参りましてから、融資の対  
象として決定するにふさわしい程度に  
まで、この案件が何といまますか整う  
というか、成熟するといまますか、そ  
れには相当長期にわたりました、基金  
としても懇切な指導、めんどうをみる  
というふうなことが必要でございま  
す。したがって大体今までの案件を見  
ましても、案件が成立するまでには、  
半年ないし一年くらいの期間を要する  
ものが多くございまして、昨年の  
三月に基金はできたのでありますが、  
実は半年程度やはり創設の準備等に相  
当かかっています、昨年度の下半期ぐら  
いからようやく活発な活動ができるよ  
うにもなつたわけでありまして、結局そ  
ういふ点からいいますと、三十  
六年度中にいろいろ相談を受け、指導  
もしておるような案件が大部分三十七  
年度で融資の承諾になるといふふうな  
ことになっていくわけでありまして、そ  
ういふ関係で、それとやはり相当慎重  
に、先ほど御指摘がありましたよう  
な、参議院で決議がございまして

し、われわれとしてもその決議の趣旨  
に沿って、そうして慎重にやるように  
指示をしておりますので、そういう  
関係でスタート早々というふうなこと  
もありませんが、それから案件自身の性  
質からいって、今まで十五億程度しか  
ない、数字だけみますと、相当少な  
いようでございまして、しかし内談中  
のものは別に資料をお配りしてござい  
ますように、十六件二百億円以上の期  
待額になっておりますから、今後は相  
当進んでいくのじやないかというふう  
に考えております。

○中田吉雄君 そこで業務をふやすた  
めに、貸出または出資の要件をゆる  
めるといふ改正なんです、そのほか  
にも一つ、中小企業の海外進出に対  
して、重点的に金を出して業務を拡大  
するといふことはできぬものでしょう  
か、大企業の場合には自分の力でも十  
分やれるのじやないか、このいただき  
ましたポリアの銅鉱山の探鉱なんか  
は三菱さんで——日本の財閥をもつ  
て誇る三菱さんですから、むしろそ  
ういふふうにやっていたくべきじや  
ないか、私は日本の輸出と輸入の貿  
易のなない手は、一体大商社中小  
企業の商社かという調査をしていた  
きましたところ、輸入については  
大商社です。輸出については非常に中  
小企業の輸出業者が熱心であり、大き  
な部分を占めておる。もう設備拡張を  
やり、投資需要があつて、とにかく一  
番もうかるのは大商社がやつて、輸  
出のほうを圧倒的の大部分を中小企業  
の貿易業者がやつておるという、そ  
ういふ具体的な政府の貿易通商白書の中  
から見て、はつきり出るので、そ  
ういふ点で私は企業の健全性もある  
でしょうが、そういう点をひとつ十分

考えていたいただきたいと思うのでござい  
かたがどうか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 低開発国  
に対する日本の経済協力といふもの  
は、お話のように私はやはり日本の  
持つております技術と経験を少ない  
資金でもって生かしていくといふこと  
になります、やはり中小企業の進出  
ということに相当力を入れていきま  
すことが、現実の経済開発に協力して  
いくゆえんだと思ふ。原則として、た  
とえばヨーロッパの先進国であります  
か、あるいはアメリカのやっております  
のを見ても、何でも大きな  
工業を売りつけなければ、長期にクレ  
ジットして売りつけなければ、そうし  
て非常な最新式の工場ができたけれ  
ども、それを動かすだけの能力が十分な  
い経験もない、したがってせつかく  
何千万ドルというふうな金をかけて  
りつぱな工場を、モダンなりつぱな工  
場を作つてみても、それが完全に動  
いていない、そこに働く労働者の数も少  
ないといふよりも、日本がやはり持  
っております中小企業の技術をもつて、  
日常生活必需品を現地で作つていく、  
そうしてそこで働く人の数も多いとい  
うようなことのほうが私は日本の経済  
協力らしい経済協力の形だと、これは  
全く中田委員と同じような考えを持  
っております。

入れるように監督もして参りたいと思  
うし、また基金当局も、そういう考  
え方でも考えていると思ひます。そ  
ういふ意味から申しまして、先ほど調  
整局長から申し上げましたように、達  
成が確定となるという、大会社その  
他のようなものが条件に合致して  
いるといふふうに判断されることになり  
ますので、ある程度は、そういう意味に  
おいて勘案していくことも必要だろ  
う、こう考えるのであります。

○中田吉雄君 ちょっとさっきのほう  
に戻りますが、この基金法の第一  
は何といつても東南アジア等が一番の  
中心なんです、このたゞいま三十六  
年度に内諾を与えられた、承諾を与え  
られたのが三件で、東南アジアがた  
た一つしかないのですが、これは一  
体、今年度はふえるものなんです、  
どうなんでしょう。

○政府委員(中野正一君) 御指摘のと  
おりでございまして、今内諾のありま  
すものは、これは資料にお配りしてあ  
りますが、十六件の中で東南アジア一  
件でございまして、したがって金額的に  
見ましても相当東南アジアのウェイト  
は高いといふことで、今後は東南アジ  
アで、相当これは融資なり、案件が進  
んでいくのじやないかというふうな期  
待はいたしてあります。

したがって、先ほど漁業関係も話  
出ておりますけれども、今後東南アジ  
ア方面、特に東南アジア方面だと思  
ひますが、そういう方面に日本の経済協  
力を推進する場合には、資金的なバック  
をしていくということが必要でありま  
して、そういう点については、われわ  
れも同感でありますので、資金の運営  
にあたっては十分そういう方面に力を

○中田吉雄君 最後に理事の増員なん  
ですが、基金法ができませんに、たし  
か二名の理事では少な過ぎるじやない  
か、こういう質問が委員会ではな  
く、それに対して当時藤山山長官ではな  
く、追水長官が、ここの当分は極力機構  
を簡素化して、少数精鋭でやつていく  
のだ、人数の足らぬところは質で補つ  
ていくのだ、こういう答弁をされてお  
るのですが、それが一年にもならぬ

ちに変えられるというのは奇異な感があるのですが、これはそういう理事が少なかつたから調査機能が十分でなくて、審査機能が十分でなくてだめだったのか、そういうことでなしに、発足して半年ぐらいたら、こういうことなんですか、その点はいかがですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 今まで御指摘のような点については最初出発するときは、この種の基金でございまして、できるだけ簡素な組織をもつて経費をかけないで出発したい、そしてまた輸銀との関連においては、輸銀を活用して、いくというより立派で、できるだけ簡素なる組織でいこうじやないかということを出発点があつたと思ひます。しかし実際に運営してみますと、やはり相当なこれは海外協力基金としての検討を加えて参らなければならぬ、ことに先ほど調整局長が申しましたように、国外に対する、仕事に対する援助をいたすことありまして、海外の事情等も十分に承して参らなければならぬと同時に、内地におきましてそれぞれの関係等についても、やはり責任を持つた理事が責任を持ちまして、そしてその運営はかつて参らなければならぬのでありまして、現状から申しますと、理事二人というだけでは、あまりにも少数すぎるところでございまして、また将来は、やはりこの種の基礎的調査は、出発点のときにある程度輸銀に委託しようという考えもございまして、やはり基金自体がある程度スタッフを持つて、そしてやっていくということ、簡素化は必要でございましてけれども、ある程度の基礎的充実はやはりしておかなければならぬというふうに考

えますので、今回の改正をいたしたわけでございます。

○中田吉雄君 中野局長からでいいのですが、四人にふえた理事はどういう分担でやられ、また、この種の機構に人材が十分集め得るかどうか、それから、現在の職員、一体何人くらいでやっておられるか、説明書はありましたが、その点について。

○政府委員(中野正一君) 今度理事四人になりました場合の分担でございまして、総務担当、それから営業担当、それから渉外及び調査担当、これが三人で専任の理事が、今言つた総務と営業、それから調査及び渉外ということになると思ひます。それから一人は、輸銀の理事が見えておるわけでありまして、これは輸銀から月給も全部出ておる、これは輸銀との連絡調整ということになると思ひます。

それから職員は、現在四十七名ありまして、これは日銀、それから関係の官庁方面、そのほか為替銀行等から相当優秀なスタッフが集まつておるといふふうに聞いております。で、今後、この理事の増員と、それから基金が今度御承知のように六十五億に資本金がふえますので、事業量が多くなりまして、本年度は職員もふやしたいと思ひまして、今検討中でございます。

○委員長(武蔵常介君) 他に御質疑はありますか。

○吉田法晴君 本法はすでにできて、法律案の改正でなければ、海外経済協力、それから実質は経済協力であるけれども、経済協力という名前で、あるいは基金から出ないものもたくさんあります。それで、いろいろなあつたのですが、実は最近の池田・ケネディ会談から、アメリカのドル防衛、

そして軍事援助とか経済援助も、日本を初め、何といひますか、協力的な面に協力を求め、あるいは肩がわりを希望する、こういう態勢があつて、これとの関係は、どうなるかという疑問を持つておる。どうですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) アメリカのドル防衛と、この基金の活動とが直接につながつておることは、それは全然ございませぬ。アメリカのドル防衛というものは、日本がある程度日本自身を防衛していきますと同時に、また、アメリカのドル自身の価値が混乱いたしますと、及びアメリカ経済の混乱そのこと自体、日本経済に影響いたしますから、その意味において、ドル防衛に協力いたして参りますことは当然であります。しかし、この基金の活動とドル防衛とは直接の関係はございませぬ。

○吉田法晴君 まあ直接の関係はないかもしれないけれども、経済協力をアメリカの肩がわり、できるだけはやつてもらいたい云々という話と、それから、皆さんはまあ否定されるかもしれないけれども、あるいはタイ特別円にして、それが賠償ということであろうが、あるいは経済援助ということであろうが、私は客観的にはつながりがあるような気がしておるわけですが、ですから、そういう点から伺いたいのですが、それとも一つは、これは経済援助というが、資本も投下する、あるいは何といひますか、資本輸出の面もあるわけですか、それはインドネシアの石油もありまして、これはインドネシアの石油もありませんが、これはたしか高橋さんがおいでになつたと思つておられるけれども、バンドン会議の際には、新しい形の植民地主

義というのが非常に言われた。独立をしたアジア、アメリカの国々で残つておる古い型の植民地主義、たとえばゴアの問題のごときは、そのときに問題になつておる、あるいは西イリアンも問題になつておる。日本からも沖繩の諸島もしたわけでありまして、古い形の問題はおる植民地もなくさなければならぬが、経済協力その他の形でアメリカから、アメリカという名前があつた部分もありません、新しい型の植民地主義は、これは防がなければならぬ、その進出は防がなければならぬ、こういう話があつて、そしてバンドン十原則というものが確立されたのですが、これは平和五原則よりも、多少相互協力だとかありますが、違つた要素がございまして、しかしアジア、アフリカの地域から新しい植民地主義を放逐しなければならぬ、そして、アジア、アフリカの相互の協力によつて、それぞれの国の発展をはからなければならぬ、相互協力をしていかなければならぬ、強い強い空気があつたことは、これはたしかあつたとき代表で、何といひますか、主席代表ではないが、おいでになつたはずですね。だから御存じだと思つておるのですが、そういう問題が、これはアジア、アフリカがこれから経済協力をしようというとき、相当強いことと御承知のとおりであります。したがつて、平和五原則と申しますか、あるいは相互主権の尊重といひますか、これはこういう問題のときに強く言つておかなければならぬ問題、これ自体はとにかくですが、これを取り巻いておるいろいろな形の経済協力、まあ賠償を含めて、あとから具体的に問題にしますけれども、それとの関連におい

て、これだけではないわけですが、日本からアジアの新しい国々、あるいは中近東、アフリカを含めて経済協力をしていく場合に大事なお問題だと思つておる、これについては、どういふ工合にお考えですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この低開発国の開発を援助するということは、これは今日の非常に大きな世界の題目になつておる、したがつてDAC等の委員会がございまして、日本もそのメンバーとして、低開発国の開発援助に協力するといふ一つの線が打ち立てられておるわけですが、それは必ずしもアメリカのドル防衛と、また直接関係あるとは私は考えておりませんが、それでバンドン会議のときのお話でございまして、私も当時商工会議所の会頭をしておりまして、民間の一人として社会党の佐多さん會林さんと同行して一緒にホテルに泊つて、あの場面は承知しております。新しい帝國主義的な問題が起こりつつあるのだといふあのときの論争は、セイロンのコテラワ首相と周恩来氏との間で相当——新しい形の帝國主義が単にアメリカとか自由主義陣営じゃなくて、ソ連の資本進出も同じような形なんだといふことのコテラワ氏の主張があつたことも私承知いたしておつたのでございまして。海外経済協力といふこと自体、私は新しいいわけの何と申しますか、植民地支配にかわるべき何らかのひもつき条件であつては、これは相ならぬと思ひます。

したがつて、いずれの国がいずれの場合においても、そういう傾向を持つたものでなしに、ほんとうに、新興獨立国の経済を發展させて、そしてそ

の国のために、ほんとうに民生のためになるんだ、そのこと自体が、その国自体の発展が、ほんとうの世界経済にも、また世界の平和にも貢献するんだ、あまりにも格差の多い国が共存していること自体が平和に非常に支障になる、そういう立場から経済協力の問題を、いずれの国としても私は考えていくのが本筋であって、何か特殊の政策を持ってやるもののために、政治的に海外開発、経済協力というのをあそんだりあるいはそれを利用しては相ならぬと思います。そういう純粋な立場に立って、日本としても今後経済協力をやって参らなければならぬことは、これは申すまでもないことでありまして、そういう点についてわれわれ経済協力をやって参ります場合に、十分な注意をして参らなければならぬと、そう思っております。

○吉田法晴君 これは国際舞台でも、国の外交方針として対米協力という点が打ち出され、それから国連総会における活動その他も、たとえば中共の国連議席問題と関連して重要事項方式に積極的に参加されるというふうなこともあって、国際的には日本というのはアメリカの協力国であって、いわば外交方針についてはアメリカの言葉は悪いが追随者というか互恵的な関係で考えられて、少なくともアジア、アフリカの国々についても、そういう印象があるでしょう。それだけに経済協力する形にしても、やっぱり問題があると思うのですが、国と国との関係について互恵平等あるいは相互不干渉、主権尊重等ももちろん必要ですが、形も何といえますか、提案理由の中にもございませうけれども、OECDの中でDAGの一員として協力をすると、こ

ういふ形も多少問題になるんじゃないか。あるいはたとえば最近経済圏の問題として出ておられますが、願わくば、たとえば東南アジアなら東南アジアについての東南アジアの経済協力機構があつて、その中で行なわれる、こういうことになれば、そういう誤解というものも消滅するのではなからうかという感じがいたします。これは外交方針にも関連をいたしますが、しかし形はこの経済協力基金法に関連するものから、バンドン会議に出席をさせ、フィリピンあるいはタイの主張もありましたけれども、ソ連の態度も同じじゃないかと、こういう話はバンドン会議の結論には入らなかつたので、議論はあつたにしても、最後の決議といえますか、十原則の中には入らなかつたのですから、それはその当時の藤山個人、藤山さんの御心境と、大臣になられてからの御心境に変化があつたと私は思ふのですが、重要閣僚しかも総裁公選も辞せぬというふうな御心境にある藤山さんですから、もう少し大きな議論を願いたいと思ふのですが、アジアなり後進国の協力の形としては、やっぱり今の形は問題じゃないかという点はお考えになつておられるかと思ふのですが、どうでしょう。

○国務大臣(藤山愛一郎君) DAGの問題は、これはE.E.C.その他各国が入つておられますし、必ずしもDAGの低開発国援助計画が、アメリカだけの考え方あるいは力で作かされておられるとも考えられないと思ひます。こういう問題については非常な友好親善関係におおのせつた考え方もございませう、そういう意味からいへば、E.E.C.諸国とアメリカとの間の関連において考

てみましても、必ずしもアメリカだけの考え方、これが動かされると思へません。そういう点については、われわれもDAGの一員として一時的な協力と申しますか、これは低開発国が一日もすみやかに開発されることを日本としても望む立場におりますので、まあ当然だと思ひます。お話のように日本がアジアの経済力を参ります場合に、やはり何か新しい形態における植民地支配のような形を考へることは、これは当然考へるべきではないのでございまして、過去におきますあの苦しい経験から申しましても、日本がそういう立場に参りますれば、アジアの一好国との関係を調整して参るわけには参らぬのでございませうから、断じてそういう立場をとつて参ることは日本のために望ましいこととは思ひませ

ん。そこでE.E.C.その他地域経済協力の制ができて参りますので、日本としてもアジアの先般の、少なくともエカフエ区域なり、こういうふうなもの協力関係というふうなものがある程度打ち出して参りますことも日本としては望ましいことだと思つておられます。ただ御承知のとおり発展段階がいろいろ違つておられますし、あるいはその間の貿易関係におきましても、必ずしも相互補完の関係にない場合もございませう。したがつて、そういうものをいきなり無理にE.E.C.のような形に持つて行こうといったと、これは発展段階の違つた現状においては、むづかしいわけですが、したがつて協力の方法としては、やはり地域内の経済で共通した問題について協力をして行くのでありますから、先ほども中田委員にも申し

上げましたように、かりにああいうものが出發して参りますと、あの案の中にもありますが、従来すべての通信あるいは運輸の機構というものが、植民地と本国との関係、たとえば船の航路なども、みなそういう関係になつてゐる。アジア地域をつなぐような関係の航路でなくて、ヨーロッパとアジア、あるいはヨーロッパとアメリカとの航路、あるいは通信関係を見ましても、無電の関係、あるいは海底電線の関係等を見ても、ヨーロッパと従来の植民地をつなぐような関係でありませう。アジアの中をつなぐには非常な不便な、たとえばセイロンからインドネシアに電報を打つ場合に、一べんどつか遠くのほうにまでいかなければ、できないというふうな関係、そういうふうなものを調整しながら基盤を作つていくということが必要になつてくるんじゃないか。いきなり完全といひましても、なかなか、日本とそこらの国との間の農業関係もございませう、また同時にタイとビルマの関係、米の問題や何かあれして、すぐに補完作用がでない。そういうふうな経済協力の関係からいって、今言つたように、共同の基盤をアジアの中で作るというふうなことでも進んでいきますれば、摩擦もなしに協力体制ができていく。先般のエカフエの会議におきましても、たとえばアジアを結びあつた縦貫道路と申しますか、まあ途中にむろん海があらましますから、それを連絡する船の関係もございませうけれども、イランからずつとタイまでひとつ、自動車道路を作らう、これに協力をしようというふうな関係もございませう。あるいはメコン川の開発というふうなことは、あ

上りましたように、かりにああいうものが出發して参りますと、あの案の中にもありますが、従来すべての通信あるいは運輸の機構というものが、植民地と本国との関係、たとえば船の航路なども、みなそういう関係になつてゐる。アジア地域をつなぐような関係の航路でなくて、ヨーロッパとアジア、あるいはヨーロッパとアメリカとの航路、あるいは通信関係を見ましても、無電の関係、あるいは海底電線の関係等を見ても、ヨーロッパと従来の植民地をつなぐような関係でありませう。アジアの中をつなぐには非常な不便な、たとえばセイロンからインドネシアに電報を打つ場合に、一べんどつか遠くのほうにまでいかなければ、できないというふうな関係、そういうふうなものを調整しながら基盤を作つていくということが必要になつてくるんじゃないか。いきなり完全といひましても、なかなか、日本とそこらの国との間の農業関係もございませう、また同時にタイとビルマの関係、米の問題や何かあれして、すぐに補完作用がでない。そういうふうな経済協力の関係からいって、今言つたように、共同の基盤をアジアの中で作るというふうなことでも進んでいきますれば、摩擦もなしに協力体制ができていく。先般のエカフエの会議におきましても、たとえばアジアを結びあつた縦貫道路と申しますか、まあ途中にむろん海があらましますから、それを連絡する船の関係もございませうけれども、イランからずつとタイまでひとつ、自動車道路を作らう、これに協力をしようというふうな関係もございませう。あるいはメコン川の開発というふうなことは、あ

ス、カンボジア、ヴェトナム、タイといふものは、必ずしも政治的には一致いたしておりませぬ。メコン川の開發ということだけには國連の方針に従つて協力し、他の問題としては、政治的には必ずしも協力するわけにいかない、その問題について協力していく。そういう点をやはり日本としても、頭に置きながら進めていくことが必要ではないか。私も日本が東南アジアの經濟協力をやりますのには、やはりそういう点を考へながら、そういう面から前向きな姿勢で進んでいくことが必要だと、こう考へております。

○吉田法晴君 後半に述べられたところは、先ほど私が質問いたしました趣旨に沿つておられるといひますが、期待といひますか、しかしそれはやはりエカフエの場で討議をされてゐる問題ですからアメリカとの関係もなければ、それからイギリスあるいはヨーロッパから始まつたOECDの後進國開發の線ではない。それは関係がない。それで、それはOECDがアメリカの後進國開發をしたものであり、その中で協力することがアメリカの經濟援助の肩がわりになる、こういうことを申し上げておるわけではない。しかし一応まあ通信や航路の話はされましたけれども、ヨーロッパの従来の植民地主義國との間を結ぶ航路なり、あるいは通信網としてあつた、それを切りかへようといふのが今の空氣ですから、そこで後進國開發援助の形も、アメリカや古い植民地主義の國々からする後進國開發計画の中に、日本が入るといふことはどうであらう、したがつて形を変へることに後半で言われたことですが、これも、そこに主眼を置くべきでなから

るか。それは問題を具体的に提起する場合に、必ず出てくる問題でもありましようし、それから個々の経済協力について、その国と日本との間に、新しい植民地主義的な意図もない、こう言われても、全体から見ると、そういう危険性がある。あるいは日本の対米協力もありましようが、再軍備なり、あるいは軍国主義復活云々という批評もあるくらいに、そういう逆コースのやうな面があるのですから、日本全体の逆コースへの方向と、それからそういう後進国援助という構想が、いわばアメリカを中心とした援助の線に沿うならば、やはり一般的に問題にもなるし、あるいは問題になる要素が起るのではなからうか、こういう危険を感じますがね。その援助の形を変えざるべきじゃないか、OECDなり、あるいはアメリカのまあといいいますか、示唆に基づいて対外援助をするという事はやめるべきじゃなからうか、その辺に自主性と、それから相互尊重の原則をはっきり打ち立てた上で、日本と新しい国々との間に協定を結ぶほうがいいんじゃないか、こういうことを申し上げているわけでありまう。

○国務大臣(藤山愛一郎君) いろいろ経済協力をいたします場合に、特に東南アジアに経済協力をする場合に、日本の自主性というものを貫いていきますことは、これは当然なことでありまう。アメリカと協力をして参ります場合にも、決して卑屈にアメリカの言いなりほらだいなっていくということでは、日本の自主性がなければなりません、そういう意味から言えは、協力はしながらも、自主性は十分保つていく、またその力を逆に日本が活用する

ということ自体は、日本の自主性を傷つけるわけでもございませぬし、そういう意味においては、日本が逆コースを歩いているかどうかということについては、若干意見が違ふと思ひます。まあ現状におきまして、東南アジアの、いろいろな大東亜共栄圏的誤解というものは次第に解消しつつあるといふふうに見て差しつかえないと思ひますが、しかし、そういう印象を与へることは好ましいことではございませぬから、先ほども申し上げたように、アジアの協力体制を作るといふには、日本があまりに先ばつてしまふと、何かさういふ印象を醸す点もあるから、どうも日本の東南アジアに対する態度というのは、少しちやうちよ味じゃないかという御批判もたまにはございませぬ。ございませぬけれども、あまりにさういふことになると、また大東亜共栄圏的な現地の方々の感じも起つていけませんから、そこらの動向等を見ながら、協力しながら誤解のないように進めていくことが必要だと、こう考へておられます。

○吉田法晴君 根本論は少し違ふという話ですが、大いに違ふのですし、それから、たとえばあとで伺ひますけれども、日韓経済協力なんというものは、これはどういふ形になるかわかりませんが、政府と関係あると言つていかどうかわかりませぬけれども、沢田大使が大使になつた歓迎会の席上で、われわれは鴨綠江までもう一べん帰るのだ、こういう発言をされたら、これが、大きくやはりこれは問題になつた。そしてクレーターでできた軍事政権であるのに、これに大いに経済協力をしよう、それからその背後には、日韓の調整をアメリカがやつたという点

もあつて、これのごときは、まさに新しい植民地主義的なやり方として、アメリカの示唆なりあつせんによつてやろうというものだといふ理解も、やはりほらほらにあるわけですね。その辺は国際世論の認識がだいぶ違ふけれども、それはあまり論議をしてもしょうがないですが、経済協力の中で、この基金法はどこをやるんだ、こういう点を承りたいと思ふのですが、いろいろは、インドネシアへの賠償あるいはタイ、ビルマへの賠償も、やはりある種の経済協力、この賠償にくつついている協力協定、これも経済協力に間違いない。それから、ここで、今まで決定をしましたボリビアの銅鉱山の探鉱が、ありますが、これはあとで外務大臣のときに多少関係がございませぬ。パラグアイとの移民協定、これは日本から船を作つてやる、そして向う側は移民を受け入れる、いわばその移民と経済援助とが交換になつていっているんですか、そういう形での経済協力もあつた。それから片方のほうでは、この基金を要しないで輪銀の融資をやつていふ、こういうものもあつた。その経済協力としてどこに主眼があるのか、ただその形が賠償だとか、あるいはこれに伴う経済協力だとか、うものもあり、それから移民に関連をされているものもある、あるいはブラジルのミナス発電所のある、いろいろあります、それぞれあげながら、その中で、この経済協力は基金の使用法じゃないですよ、経済協力なら経済協力としては、その本質的に違ひはないと思ふのですが、ここで言われている経済協力というのは、いろいろある経済協力の中で、どうい

点に主眼を置いておられるのか、それを承りたいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 御承知のとおり、賠償協定に伴つておきます経済協力といふのは、まあ経済協力でございますけれども、賠償の一連の關係においてやはり考えられていくものだと思います。また、先ほど御指摘のようなパラグアイの移民の問題と関連して船を作るといふことも、これは相互の利益のために別個の考え方から出ている問題で、結果は経済協力になつておられますけれども、考え方から申せば、必ずしもここに言われております経済協力と完全に一致したようなものではないわけですね。ここに言われている経済協力というのは、現地にございます開港の必要、それに伴ひます日本の技術的な、あるいは資金的な援助、経済難を生きし得るような仕事、さうして、それは必ずしも直接、たとえば輸送等貿易資金としてめんどうを見られる場合もありますけれども、必ずしも貿易資金として見られない長期のもの、そういう關係において経済協力を達成していきたいという立場に立っておりますので、それぞれの分野において大きな目で見ますれば、経済協力とすべてを包含して言えらうと思ひますけれども、機能におきましては若干ずつの相違がございませぬ。そしてそれが相互補完的に運営されていくことによりまして、一つの大きな道が開けていくことと、こういうふうに考へておられます。

○吉田法晴君 タイの特別円のごときは、これは別に今質問しなくても、これはまあ、どういふふうに……。別に機会があると思ひますけれども、総理や外務大臣、皆さん……。千名も日本

人がおる、それから貿易についても、向こうから言つて輸出超過、珍しく輸出超過で云々という話で、いわば貿易あるいは輸出入の關係として、いいお得意さんだからと、こういう説明があらされたら、さうすると、この経済協力の、その基金を出すべきはとにかくとして、経済協力があまり違わぬ、貿易資金でめんどうが見れない、あるいは長期のもの、技術なり資金なり日本の経験をそこで生かし得るもの云々と、こういう点になると、タイの特別円によつていふ少なくも政府の言つてるところは、われわれの言つてるところは、この経済協力とあまり違ひはない。

それから、たとえばブラジルの製鉄なら製鉄事業への協力、こういうものをみると、これもまあ若干の移民といふ点もあるかもしれぬ、人間の点からいふと、タイにつきましても、比べものにならないほどたくさん日本人が行つていふ、二世、三世の日本人がおる、こういう実態です、事情は、タイ以上。ところがこれは基金からいふてないで、輪銀ですか、何なりの融資の關係で片づける、さうすると、ほかの形でいつているものと、これとの、とにかく経済協力なら経済協力という点からいふと、本質的には違ひはないやうな気がするのですけれども、それだけに私は賠償、それから賠償に伴う経済援助、それとこれとの間に本質的な違ひがなく、日本の外交方針に関連をして、やはり誤解が生ずるおそれがある、この経済協力についてあるのではないかと、こういう疑問を持つわけですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 賠償に伴います経済協力は、本質的には日本が戦争中に迷惑をかけた国に対して、そ

れを賠償する、しかも直接の賠償金額ばかりではなく、経済協力を推進することによって、戦争中迷惑をかけた事態の償いをするというのが、賠償及び賠償に伴います経済協力の本質的な問題でございます。

したがって、海外経済協力基金がやります問題は、本質的にそういう意味では違っておるのでございまして、この経済協力基金は、相手国と、戦争中迷惑をかけたとか、かけないとか、そういう問題とは全然関連をしないので、運営をいたして参ります。また同時に、むろん外貨の事情から、返済能力というのを考える点がございますけれども、しかし日本の輸出貿易と、あるいは輸入とのアンバランスを非常に是正するために、こういう経済協力基金を使うんだという、そういう趣旨とも違っておって、先ほども申し上げましたように、完全に現地の経済を開発する、しかも、それが日本の資本と技術と経験を生かして、そして現地の人たちの希望に応ずるような経済協力をしていくということが、この基金法によります経済協力の本質でございます。その点は違っておると思ひます。

御例示のミナスの問題については、この法律ができません前に、すでにミナスとの間の仕事、話し合はずつとついでにおりまして、これは輸銀のいわゆる延べ払い方式、あるいはその他によりまして、ある程度純粹の貿易という以外に、経済協力の面が非常に多いのでございまして、その意味では、海外経済協力基金法ができておりましたならば、ミナスの問題は、あるいはこういう基金法の範囲内に入れて同じような関係にあったかと思ひますが、当時、そういうものがございせんし、した

がって、海外経済協力基金のワク外で現在それが輸銀のワクでもって行なわれておるのでございまして、そういうふうな私どもは解釈をいたして参ります。

○吉田法晴君 賠償に伴う経済協力は、戦争中の迷惑を賠償とともに償うのだ、こういうお話です。それは賠償についてはそれでよろし。しかし、経済協力という点は、迷惑を償うというあれがないから、そこで賠償とせずに経済協力としておるということですが、その迷惑を償う云々という点は、経済協力の意味では少なくともなからうと思ふのです。

しかし関連をしたということでは、それが、理屈のつかぬところを、結局経済協力ということを出しておられる、その経済協力という理屈の限りにおいては、この経済協力は私はずいぶん違ひないと思ふ。何と言いますか、インドネシアに行かれたかどうかは知りませんが、賠償金以外に経済協力をしておられるところも、おそろしくうだと思ふのです。それからタイの場合も債権の提供、向こうから言へば債務とされたものを無償で供与をする、こういうことになったのは、戦争中のこともあり、あるいは輸出云々ということもありませんから、これもやっぱり償いではなくても理由はあるけれども、理屈は、日本の言うようにそれは貸与だから返済をすべきものだけれども、それを出す、その理屈には、千人の人間と、それから貿易の点が言われたのですけれども、おそろしく限られた範囲内においては、説明の限りにおいては、私はこの経済協力とあまり違ひがないと思ふのですが、その辺は賠償と賠償に伴うあれと、お話のように戦争

中の迷惑の償いということではなからうかと思ふのですが、ただ、そのあとミナスの場合には、こういう法律ができておたらば適用したかもしれぬと言われたが、それなら了解をするのですが、今説明の中にあります輸出のアンバランスを、バランスのとれないものだけにやるわけではない、こういうお話ですが、それは今度の法改正も、そのところが一番実質的には大事なところだろうと思ふのですが、その不確定要素に左右される面が大きいと、こう説明しておる。その不確定は貿易面で、その決済ができるかできないか、それについて不確定な要素があるから、そこで輸銀の融資でなしに、基金で貸すと、こういうことになつておるのだらう。そうすると、不確定要素といふんですか、若干の危険といふものはある。そこにこの基金を貸す。こういうことであるならば、これは輸出のアンバランスが理由ではないと言われるけれども、やっぱり実質的にはあるのじゃないですか。あるし、そうしてその経済ベースだけでいけなぬものに協力をするというところに、冒頭申し上げたやほりひもの大きさは、何といふんですか、昔ほどではないといふのでしようが、相互主権の尊重というか、あるいは互恵平等というのが傷つけられる要素が出てくるのではないか、こういうのが心配する要素です。その辺をもう少し明確にしたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) つまり私の申し上げたのは、むろん海外経済協力をある国といたします場合に、その国の個々の盛り立てたい産業を助成していくということが、これは第一の要件でありまして、当該国に、こういう産業を興したいということが、当該国の政府はもちろん、民間においてもそういう意欲があり、日本とも協力をしたいという立場に立つことはむろんでございます。そういう点をまず考えなくちゃならぬことは、これは当然のことでございます。同時に、その事業ができるだけ達成の見込みのあるものであつて、達成の見込みのないものであつては困る。しかし同時に、それはいろいろな条件を考へて見ますと、やはりその国の経済状態というものが、そういう見込みを立て得るかどうかが、そういう見込みも、これは一応の考慮をいたさなければなりません。ただその際に、たとえその国と日本との貿易関係が、ただ日本が輸出超過だということだけで必ずしも決済が不可能だということだけのものでもないし、その国の日本以外の国との経済関係もございまして、その国自身の経済の発展段階を考へて見れば、十年、二十年の将来にわたつては、返済能力は、十分に経済発展の段階で、あるということもむろん考へられるわけでございます。そういう点もむろんある程度勘案して参ることは、それは当然必要であると思ひます。

でありますから、そういう意味から言へば、達成の見込みが将来あるのだ、その国の経済もよくなつていくのだ、ということであれば、やはり直接日本との関係の、輸出入の貿易額だけでその国の経済援助をするとか、しないとかということもきめるわけではない、ということも申し上げておるわけではございません。

○吉田法晴君 インドネシアのスマトラの開発協力の話は、賠償、それから

経済協力に引き続いて話があつたのですが、あれとは全然関係なしに……スカルノ氏が言つたりいたしましたけれども、関係はあるのですか、ないのですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 直接の関係はございません。

○吉田法晴君 ない。——これは純然たる民間段階の話からきた、こういうわけですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) さうでございます。

○吉田法晴君 それから、幾つかある経済協力の中で、賠償だとか、賠償に伴う経済協力とかいう政治的な、国と国との話し合ひでなされる経済協力以外に、インドの製鉄なり、鉄鋼の開発だとか、それからブラジルの問題もありませんが、たくさんある話の中から、いわば選択をする基準と申しますか、こういうものははつきりせぬ、そうして、どうもその経済協力基金を借りられるかどうか、引張り出されるかどうかという点が多分に、これは前の内閣時代だと思ひますが、これはまあ利権化ではありませんが、偶然性があるような気がするのですが、その点はいかがでしようか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 一応のむろん基金としての基準と申しますか、考へ方、それはもつておいて運営はいたしております。それでお話のように、何か偶然、利権的のといふようなことが起こつてはならぬし、また起こつておることはないかという御質問だと思ひますが、私も現状からいへば、そういう点はないと申し上げて差しつかえないと思ひます。また今後、そういうことがあつては相ならぬのではないかと思ひます。





では逐一監督できない、国内の場合には、現地を会計検査院が見ることができるとは、こまかいものを指摘することができるとは、海外で行なわれることは、監督機関なり会計検査院が出る張してあれするわけでもないし、国会議員が国政調査として出ることでもできないので、そこで私は見逃がされるという、そのときに感じを持ちました。

経済協力基金から出されるものについて、そういうものがあるということをして申し上げておるわけじゃない、申し上げておるわけじゃないが、選択について基準なり、あるいはそれを選別するこれは委員会があるかもしれませぬけれども、嚴重にかたくあつたが、普通の手算のように、たとえは予算を要求する際の基礎の事実について、どれだけ被害があつたのか、どれだけの控除をしなければならぬのか、これは通産省も見ることがある、あるいは予算になる場合には大蔵省も見ることがある、それから支出がどれだけあるかどうか、工事がどうかということ、行政管理局も見ることがある、こういう二重三重のあつたことがある、海外で建設する工場であり、あるいは使われる金であるかもしれないけれども、それについては、海外にまで巡回してではないけれども、結局見る機会等もなければ、やはり移住振興会社に行なわれたような不正といひますか、あるいは疑点というものが出てくる心配は全くなくなるわけではない、大臣の答弁だけを信頼するわけにはいけませんから、そこで政府として、こういうふうにして事件になること

とは防ぎたい、基準の問題なりあるいは機構の問題なり、そういう点をお尋ねをしたわけですが、局長から補足説明をしていただければ……

○政府委員(中野正一君) 今御指摘になりました点につきましては、業務方法書で相当詳細に規定をしております、この業務方法書に従ひましてやらせる。それから法律にありましてよろしいは計画等に認可というよりなことで、相当嚴重なる監督の規定がございますので、そういう点を通じて十分監督したい。ただ任事は実際には海外で行なわれるわけでありまして、その点につきましては、たしか衆議院のほうだつたと思ひますけれども、附帯決議がついておりました、在外公館等も連絡をとつて、そこを十分監督するように、それからわれわれのほうでも、海外への出張旅費をある程度認められておりました。そういう点から、そういう旅費等を使つて、今言つた巡回をするというよりなこともやりたいと思ひます。それから基金自身も貸付をするなり、出資をするわけでありまして、そのあとの監督といひますか、監理——貸した金の監理でございます、この点は、基金自身が先般北スマトラにも、石油の現場にも、実は基金のほうから理事と担当されておつた人を差し出しまして、相当調べさせておりました。そういうふうな基金自身も、まず十分その点を気をつけるといふことにはしております。それから、もちろん会計検査院が別途に、これは会計検査を行なうことになっております。そういうふうな点で十分気をつけ、今御指摘のようなおかしいことが

行なわれぬように、十分われわれとしては注意していくつもりでありませぬ。

○吉田法晴君 どういうふうなものについて貸し出すかという選定なり、それからあれについては、企画庁だけでなく、委員会等が設けられているのですか。

○政府委員(中野正一君) これは運営協議会というものが関係省の次官——事務次官でございますが、作つてございまして、これは月に一ぺん必ず会合し、業務状況等の説明を聞き、そういう意味で、この点について十分タッチしていただくような仕組みになっております。

○吉田法晴君 これは直接関係があるのかないかわかりませんが、日韓経済協力という問題について、ちよつとお尋ねをしたいと思ひます。クーデターでできた軍事政権に日本が相手をするかどうかということ、外交上の問題になるかもしませんが、このころが国交回復前についても、民間段階での経済協力はこれはけっこうじゃないか、こういうことで、日本のほうから、本人は池田総理の親書を持って行つたと稱してありますが、実際には池田総理の手紙じゃなくて石井さんの手紙のようですが、しかし、政府の総理がだれかにお会いになつたことは間違いない。それから向こうも個人的な関係になるかもしませんが、士官学校の先輩後輩という関係もあつたかもしませんが、林議長に会つていられる。そして保稅加工方式というものを考えた。そして同行をされたたたくさんの会社があつたようにすけれども、あそこもいいじゃないか、こういう商魂のたくましさにもよるので、うけれども、だいたい行かれた。そして釜山やなんかの水道を回り、五台山の開発計画があるのかどうかわか

りませんけれども、五台山よりも蔚山等というお話のようですけれども、開発の話があった。ただ、行った人の話として、政情が不安で朴政権がいつまで続くかは、これはなかなかの問題だ、あるいは疑問がある。そこで政府が何らかの延べ払いの保証というか、あるいは経済協力になるか、しなければ、してくれなければという、こういう希望を述べている。

そこで、今までのあれから言うと、インドネシアのときの賠償交渉あるいは韓国の賠償交渉じゃないが請求権の問題が、あるいはタイの特別円ではないが、請求権としては、法的な根拠によらず、これだけに限定されていなければならぬと言われるけれども、そのほかに経済協力というものが相当多数出てくるのではなからうか、これは日韓交渉の結果ですよ。あるいは別な形の経済協力というものが出てくる。少なくとも経済協力なら経済協力の形で、政府があつて引き受けてくれることが望ましいという意見を述べられていくことは事実です。保税加工方式という、韓国の中に、政府の及ばない治外法権的な工場ができる、あるいは関税がかからないで入ってくる、それからそのまま出てくる。こういういわば経済の中で一部分だけでも、治外法権的なものができるのは、これは困るという意見も民間にはあるようですよ。民間にもあるようですよ、日本から行った経済人の中には、どういふ形にしろ経済協力という形、あとを見てくれることが必要だと、こういう意見等もありますから、全く私は関係がないわけではない。話の内容、それからあとの形にしても関係がないことはなからうと思いますが、あとで、それは

経済協力基金から出されるかどうか、そこまではきておりませんからあれですが、こういう事態について、どういふ工合にお考えになるか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 個人の方が韓国に行かれます、いろいろ経済上の問題を話されることは、これをとめるわけには参らないわけでごさいます。また向こう側の意向も、それをかりに歓迎すると思はれます。入国等も割合に案ではないかと思はれます。しかしそれが今今政府がおるわけではございませぬ、したがって、そういう点について政府として何らの意思表示もむろんいたしてございませぬし、また意思表示をいたすべきものだともわれわれ考えておりませぬ。

そういうことでございませぬから、政府としては、日韓会談そのものが妥結することに力を注いでおるわけでありまして、それを除いて、何か経済協力を推進していくという意見は、政府に關する限りはございませぬ。

○中田吉雄君 ちよつと関連して。今吉田委員が質問されたのですが、この改正そのものは、参議院議員選挙ですか——日韓会談をやつて交渉を妥結して、主としてそこを对象にしたのと違うのですか。そういう、うがった観測をしていられる人もあるようですが、その点はどうですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 全然、そういうことを考えておらぬことをはっきり申し上げます。

○吉田法晴君 全然考えておりませぬと、しかし請求権問題に関連して、

請求権については、法的な根拠のあるものだけを支払う。しかし、経済協力の形で、要求の全額であるかどうか知らぬけれども、何といひますか、考へよう、こういうことは少なくとも新聞には出ていますね。新聞には伝わっていない。これは外務大臣ではないのだから、あれかもしれないけれども、そういう新聞記事があるものだから、われわれ日韓会談に伴つて経済協力という問題が起つてくるのではないかと思つてゐる。少なくとも起つてくる危険性がある。インドネシアのときにもあるタイのときにも、どこでもあることで、最近では経済協力ということで、理由のつかぬ金を出さう、こういう動きが過去においてあつた。日韓の場合にも、あるのじゃないか。

それからもう一つ、まあこれからの「内談状況」といふものが出ておりますが、この中には全然含まれておらぬので、すか。それともあるいは将来にわたつても経済協力で、その説明のつかない——説明のつかないというものは、請求権の問題に關しては説明がつかないが、しかし経済協力云々という点は全くない、したがって、この経済協力基金の中から韓国関係について支出することは全くない、——こういうことですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 今、私が全然ないと申し上げたのは、基金法を改正する意図の中に、何か日韓経済協力あるいは参議院議員選挙を目的として、そういう意図は含まれておらないのかといふことでありますから、この基金法の改正には、そういうことを全然考へてやつたわけではございませぬといふことを申し上げたわけでありま

日韓交渉につきましては、外務大臣が責任をもつてやつておられます、請求権以外に、やはり経済協力が成立するの、しないのか、その辺については、今後の交渉の経過によつてきまつていくことだらうと思つてございまして、その点を全然ないと申し上げたわけではないのであります、全然と中田委員に対して申し上げたのは、この基金法改正に、そういう参議院議員選挙とか、日韓交渉とかといふことを考へて改正をしたのではないといふことを申し上げたのでございませぬ。

○吉田法晴君 それでは、まあ外務大臣でないから責任ある答弁はできないけれども、やはり日韓会談に關連して経済援助という問題の可能性が全くどこで否定されるというわけには参らないだらうといふことで、これは私も、これからの話ですから、その危険を指摘しているわけですが、もしそういうことがあるといふことになりますと、経済人で行かれた人のいうように、やはり危険がある、その政情について、それが返済云々についての危険がある。したがってそれを押して経済協力をやろう、あるいはもしその話の中から基金からも出さう云々といふことになると、その危険をあえてこえて、あるいは軍事政権云々の点もあるけれども、なお政情不安に対しての経済協力の手を差しのべなければならぬといふことになると、軍事政権のてこ入れ——これはアメリカからする朴政権へのてこ入れの一種の積杆になるといふので、あるいはかわりになるといふことで、政治的にも問題になると思ふ。会談の内容はとにかく、その点は、将来についての可能性につ

いて、もしただいま否定をするわけではないといふならば、私は、そういう経済協力なり、あるいは経済協力基金の中から出されるということになると、大へん問題だといふことを指摘しておかざるを得ないのです。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 日韓会談の進行する場合には、請求権と経済協力が並行して行なわれるか行なわれないかといふことは、今後の交渉いかんであらうと思つてございまして、外務大臣が、これに当たつておられますので、私から、どういふ形でそれが最終的解決をみるというのを申し上げることは、ここでは差し控へるべきだと思ひます。日韓の間の国交が正常化して参りますれば、この基金の対象地域になりまことは、これは当然なことだと思ひます。が、しかし、それではいまの達成確実だとか、あるいは達成の見込みがあるといふような状況を、その場合に、どういふふうに判断するかといふことは、そのときの状況によつて判断すべきでありまして、また事業の内容にもよりましようし、したがつて今からそれを可能だとも申し上げかねるのでございませぬし、また、不可能だと申し上げることもできないと思ひます。

○吉田法晴君 あ、「最近における内談状況」といふのを、これは時間もございませぬから、あとで資料でいいたきたいのですが、今のお話のように、これは将来のことだけれども、日韓会談によつて国交が正常化されたら韓国も経済協力の対象になり得る。具体的な話によるけれども、あるいは返済能力といひますか、そういう点も、合意といふ点も考へなければならぬけれども、ものによつては、あるいはこの基

金からも出る、こういう答弁をされる  
と、最初から申し上げたように、アジ  
アの各国の中で、特にタイだとか、あ  
るいは南ウヰトナムだとか、あるいは  
パキスタンとか、SEATO加盟国、  
あるいはアメリカあるいは自由主義陣  
営といわれる諸国に重点を置いて外交  
もなされ、あるいは賠償や、賠償に伴  
う経済協力もなされておるが、それと  
の関連において、この協力基金が使わ  
れるのではないか、あるいは貿易の  
云々というものに使われるのじゃない  
か、そうならば、この法案に反対せな  
ければなりません。その点ははっきりし  
て下さい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ちろん海  
外経済協力基金でございますから、国  
交が正常化した後におきますは、韓  
国も入ることは、これは当然でござい  
ます。ただ、基金運営自体が、吉田委  
員の言われますように、偏見をもって  
運営されておるとは私は思っておりま  
せんし、立場が少々違いますので、あ  
るいはあれかもしれませんが、本日本  
まできております三件についても、イ  
ンドネシアのスマトラの開発は、これ  
はある意味からいいますと、この過程  
におきまして、オランダから、相当敏  
業権の問題でインドネシアに抗議が来  
た、日本にも抗議が来たのでございま  
す。インドネシア自体は、中立政策の  
国でもございまして、同時にまた、スエ  
ズ運河の協力の関係においても、中立  
国の関係でございまして、そういう偏  
見をもって運営しておるのではなく  
て、業務の確実なところならば、そ  
ういふ政治状況のいかんにかかわらず出  
していくというのが実績でございま  
すから、吉田委員の言われるほど御心配

にならないとも差しつかえないのじゃ  
ないかと思っております。  
○吉田法晴君 御心配にならなくとも  
いいように明快に答弁をして下さい、  
こういつているわけです。そのOECD  
の中では、とにかく協力という形も  
あまり好ましくないじゃないか、別  
に考えられたらどうです、こういうこ  
とを申し上げて、これは、まあその  
情勢にもよるけれども、エカフェの  
話も、アジアにおけるその経済協力  
の点についても考えたというお話で  
あつたのだから、日韓会議について、  
日韓会議そのものについて反対もあ  
つておる、あるいは軍事政権を相手に  
して云々という点もあつてのことだか  
ら、将来の点は、話の内容はわから  
ぬ、日韓会議というのは何年かかかる  
かわからぬけれども、しかし、いわれる  
ような意図をもつての、あるいは植民  
地主義的の危険を伴う協力の仕方はい  
たしませんと、あるいは韓国について  
も、現在は話がございませぬし、そ  
ういふ心配されるような協力の仕方は  
いたしませんと、こういう答弁がなけ  
ばならぬ。それから、先ほど申し上げ  
たように、これが利権化したり、ある  
いは汚職を伴うような危険は全然あら  
しめぬように万全を期したい、こうい  
うような答弁があれば、われわれも納  
得する、その答弁の仕方。  
○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま  
の答弁で実はおわかりいただいております  
ますように、これは純粋に政治的な意  
図を持ちませんで、経済協力の範囲で  
やっておりますので、ただいま申し上げ  
たように、中立国であるインドネシ  
アの石油開発、これに対しては鉱業権  
の問題でオランダから日本にもインド  
ネシア自身にも、いろいろ問題を出し

てきた、それにもかかわらず協力いた  
しておるわけでありまして、スエズ運河  
の問題ばかりでありまして、そういう  
偏見なしに実際の範囲の経済協力の立  
場では、これは運営いたしておる。ただ、  
海外経済協力という立場からいしまし  
て、韓国と正常化した場合に、この基  
金の区域に入らないというところは、こ  
れは申し上げかねるのでございませぬ。  
これは当然入ります。しかし、それが  
援助するかしないかという問題は、そ  
の事業の達成いかんということが標準  
で判断せられるのでありまして、何か  
非常なアメリカの手先になつて、韓国  
だけに金を貸すというより偏見を  
持つて私どもは運営をいたさないつも  
りでございませぬ。

○吉田法晴君 そんなら日韓の問題  
は、外務委員会もありませんし、あれい  
たしますが、日韓問題自身がペンディ  
ングの段階です。そこで、この会議中  
のものについては含まれてもおらぬ  
が、日韓国交回復後は当然のことのよ  
うに承りますが、この経済協力基金か  
ら出して云々のときには、あらためて  
議論をする、こういうことならば了承  
いたしますけれども、今の段階では、  
日韓会議それ自身にも反対しておる私  
どもとしては、この相手国が、韓国が  
経済協力の対象にもなるという前提に  
立つての御議論については、私ども承  
知するわけにいかぬ。その点は取り消  
しを願つて別な機会に譲る、こういう  
ことにしていただければ、他の点は承  
知いたします。その点は了承できません。  
○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま  
の御議論は、お聞きして、おそれる  
急にそういうものが出てくるとは思  
いません。ただ、日韓間が正常になつ  
たらば、この地域がこの基金の貸付範  
囲の内であるというところを取り消せと  
いうもお話でございませぬ、これは  
なかなか取り消せないことになると思  
います。  
○吉田法晴君 まだ会議それ自身も、  
請求権その他の問題をめぐつて話が片  
づいていない。国交回復していない。  
ですから、国交回復を前提にしてお話  
をされるというところは、外務大臣じゃ  
なくても、経済企画庁長官としても不  
謹慎だ。それはそれで、国会にかかる  
ことであります。今の段階では、国交回  
復しない国が経済協力の対象になる  
だろうという前提だけはお取り消しに  
なつていいのじゃないですか。  
○国務大臣(藤山愛一郎君) 国交回復  
していない国を対象にするということ  
を申し上げておるのではない。日韓会  
議がかりに成立して、そして国交回復  
した後ということ、国交回復しない  
前に、この区域に入るといふことを  
今申し上げておるわけではありませ  
ぬ。  
○吉田法晴君 だから、国交回復して  
いないのだし、話がまとまつておるわ  
けでない。だから、今のところは会議  
にも入っていないし、経済協力の対象  
には現在のところ考えておりませぬと  
いふのがあなたの答弁でなければなら  
ぬ。  
○国務大臣(藤山愛一郎君) 少なくとも  
この経済協力基金における対象地域  
は、先ほど申し上げたように、日韓会  
議が終わつて正常化すれば、そういう  
地域に入るけれども、そうでない。入  
るといふことは、その前には入らぬと  
いふことを申し上げておるわけなんで  
あります。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑は  
ありませんか。  
○田畑金光君 ちよつと一つだけ。  
○委員長(武藤常介君) 簡単に願いま  
す。  
○田畑金光君 この法案については、  
もう質疑がたいへん長くなつたのでや  
めますけれども、直接の問題はない  
が、間接的な問題で一言だけ、ひとつ  
藤山長官にお尋ねしておきたいので  
が、この間の八日ですか、池田総理が  
京都の知事選挙に応援に行かれて、福  
知山で新聞記者といろいろな問題につ  
いて話をなされておるわけです。  
その中で特に多くの新聞が社説にま  
で取り上げていろいろ批判を加えてお  
りますので、しかもどの新聞を見て  
も、池田総理の話をなされたことと、  
また経済に対する見方とか、見通しと  
か、そういうこと、経済関係である佐  
藤通産相や藤山長官との考え方には、  
相当の開きがある。どちらかという  
と、やはり佐藤通産相や藤山長官の考  
え方、特にその中でも、藤山長官とし  
ては、やはり今の経済の動きに対しては  
相当警戒して見なければならぬ。一  
般的に世論もまあそういう見方をし、  
その意味においてなら藤山長官の見方  
に共鳴しているのじゃないかと、こう  
思うのですが、そういう角度から、私  
は特にこの際、藤山長官にお尋ねして  
おきたいのは、たとえば、消費者物価  
の動きや国際収支の動き等について、  
いろいろ新聞記者から尋ねられたわけ  
ですが、その中で総理はこういうことを  
述べておるわけです。「外貨はいま十六  
億ドルもある。国際収支も本年三月に  
は均衡したし、欧米への輸出も相当に伸  
びている。国際収支回復への心配はい  
らない。いまのままの施策を推し進め

ていけばよい。ただ調子にのつてどん  
どん生産を伸ばして行くことは少しく  
自重してもらいたい。この中で、たと  
えば三月の輸出入信用状がいくらかよ  
くなつてきた。このことが直ちに、こ  
れから三十七年度の上平期を通じても  
安定してよくなるような、そういう見  
方に立って、非常に樂觀的な構想とい  
うものが出てくるわけですね。もう国  
際収支の心配はいらぬ、そうなつてき  
ますと、一体政府が当初見通したよう  
に、この秋ごろには国際収支の均衡と  
いうものが確実に見通しが立つのかど  
うか、こういう疑問もあるわけでは  
ないかと。去年の十一月からことしの六月  
までは、生産は下降する。そのあとは  
上昇する。こういう政府の見通しに立っ  
て、その前提が満たされるならば、私  
は総理のような発言も正しかろうと、  
こう思うのです。

ところがことしの一月に、すでに  
三・八の生産上昇で、これがいろいろ  
のまた経済指標の動きとして、今の経  
済の動きは、これは注意しなくちゃな  
らぬ、こういうことになるだろうと思  
うのです。さらに物価の問題等につ  
いては特にそうですが、総理の言葉を引  
用しますと、「物価が上がるより  
も、むしろ賃金が上がることがよ  
い。インフレになることがよくない。一方  
では生産過剰で卸売物価はむしろ下  
がる。日本経済は世界の歴史にない成長  
を遂げているが、これは日本人の勤勉  
のためである。物価の上昇は国民  
全体が責任を負うべきものである。政  
府の施策は、これがあまりにも退  
却的で積極政策をやらな過ぎたと思  
っている。全くわれわれの見方という  
ものと、あるいは国民の不安、一般の経  
済を心配しておる識者の人々の見方と

違つておるわけですが、こういう見方  
に対して、率直に藤山長官は賛成なの  
か、あるいは藤山長官は一般の、先ほ  
ど申し上げたように、新聞等におい  
ては総理の考え方は相違つておる  
と、こういうわけでは、私は率直にひ  
つ長官の見解を承つておきたい、こ  
う考へておるわけですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 総理の福  
知山の談話というものが、どの程度  
に、あるいはどの環境で、正確に言わ  
れたかという点については、私もそ  
の席におりませんが、判断に苦しむわ  
けでございますが、経済の見方につ  
きまして、私と総理と必ずしも全部一  
致だとは考へておりません。むしろ自由  
民主党は民主主義政党ですからして、  
各人がみんないろいろな考え方を持  
ており、内閣では強きあり、弱きあ  
り、いろいろ考え方を持て、それ  
をお互いに討議しながら、そして一つ  
の線にまとめていくところに一つの進歩  
があると思つてございまして、必ず  
しもそれと私とは一致してないとい  
うこと自体が悪いというわけではな  
いと思つております。

必要に依つては生産の調整も考  
えなくちゃならぬ、電力に対する設備投  
資を除いては、その他については十分  
規制していく、こういうようなこと  
を言われておるわけですが、こういうこと  
はやはり今の景気調整の中だるみとい  
うようなことがよく言われておるま  
すが、そういう動きから見れば、  
このような発言というものは当然のこと  
だと思つておるわけですか。

○田畑金光君 いや、私も今の答弁の  
限りにおいては、そうだと思つし、総  
理がいろいろ考へ方だから、大蔵大臣  
も経済閣僚も、そういう考へ方じゃな  
くちやならぬ、これは間違つておる  
と思つておるのです。むしろいろいろ  
点から言ふならば、大蔵大臣はど  
うか、総理の見解に同調の率が多い  
に見受けまされども、やはりこれは  
藤山長官としては長官の見方に立  
つて、あるいは佐藤通産相は佐藤通  
産相の立場で、たとえば先月の三十  
日に、佐藤通産大臣は、設備の規制  
について、あくまでもこれを強く進  
めてい

く、必要に依つては生産の調整も考  
えなくちゃならぬ、電力に対する設備投  
資を除いては、その他については十分  
規制していく、こういうようなこと  
を言われておるわけですが、こういうこと  
はやはり今の景気調整の中だるみとい  
うようなことがよく言われておるま  
すが、そういう動きから見れば、  
このような発言というものは当然のこと  
だと思つておるわけですか。

ことに私は先ほど申し上げたよう  
に、総理が今までの政府のやつた政策  
というものは、あまりにも退却的だ  
と言われているが、政府の、ことに池田  
総理のふるしきを広げ過ぎたこの積極  
的な経済政策というものが、結局設備  
がふえて、在庫商品がふえていく、こ  
ういうような一つの危険な様相も出  
ておるわけですか。こういう点から見  
ますならば、総理のいき方が経済政策  
があまりにも行き過ぎたんじゃないか  
か、それがいろいろな面を今日破綻を  
来しておる、そういうことを見たとき  
に、私はあまりにも退却的であつた  
んじゃないかと、あまりにも拡大主義  
の上で立つておる、こういう見方を  
しておるわけですか。さらにまた物  
価の問題等についても、これはわれ  
われといたしまして、経済成長の過  
程において、ある程度第三次産業部  
門における物価の上昇がいろいろ  
得ない面もあると思つておるわけ  
ですが、しかし政府の経済政策、物  
価政策に便乗する値上げ等もこれ  
は無視できない、こういうことを考  
へたとき、私は率直に長官は、この見  
方に賛成なのか、これを正直に、ひ  
つこつ承つておきたい、こう思  
つておるのです。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 今申し上  
げましたように、すべての問題につ  
いては総理と私が必ず同意見だとい  
うことではないことは、これはむろん  
でございます。それが内閣運営の重  
要な方法だと思つて、同じような考  
へ方の人ばかりが集まつておりました  
ら、内閣というものは一つの方向  
だけに行つてしまふと思つておる  
わけですが、総理の考へておられる  
考へ方、必ずしも全部そのとおりで  
ないと思つておるわけですが、現  
状の分析についても、必ずしも  
そう私は樂觀をいたしておるわけ  
ではないと思つておるわけですが、  
ごさいません。ただ過去の例から見  
ても、昨年企画庁長官に就任いた  
しましたときに、私は公定歩合の引  
上げを必要とするということを申し  
ました。必ずしも総理の考へ方は  
そうでなかつたろうと思つておる  
わけですが、前回にわたつて引き上  
げもやり、また私の言つたとおりに  
同調してこれでおるわけですか。物  
価問題についても、総合政策を立て  
るといふようなことで、政府がこれ  
に対して責任を持つて対処してい  
かないかやいかぬということ、総  
理も同意見となつて、三月末に総  
合政策を作つたというふうなことに  
なつておるわけですか。

したがつて、全部が全部同意見であ  
るといふことは申しませんし、今の  
見方につきましても、必ずしも全部  
同意見ではないし、むしろ私は若干  
悲観的な見方をいたしておるわけ  
ですが、しかしそれらの点については、  
総理にも十分私なりに意見は申し  
して、今後の施策が万全を期する  
ようにして参りたい、こう思つて  
おるわけですが、  
○田畑金光君 藤山長官の御答弁は、  
私は了といたします。そういう気持  
でひとつ御努力願ひ、来たるべき  
総裁選

挙においても勝利をおさめることを切  
にお祈りいたしまして、私はこの問  
題は、これでとどめておきます。

経済協力基金法については、私は先  
ほど申し上げたように、もう二人が  
詳細にわたつて質問されました  
別段これ以上質問しようとは思つて  
おりませんが、ただ一つだけお尋ね  
しておきたいと思つておるわけ  
です。

それは私はあらかじめ希望として申  
し上げておきたいのは、いろいろ  
えは業務解説とか業務方法書等の  
資料を、当委員会に出して初めて  
いただくわけ、私どもは初めて  
この資料を讀んでいる始末で、こ  
の委員会の席上讀んで理解するの  
も、これは事実上困難である。だ  
からもう一つと親切に、これは事  
務当局の方ですが、こういう  
法律家の審議にあつては、この  
資料をあらかじめわれわれのほう  
に配付されるという親切心が  
必要です。ことにこの法律案は、  
きょう一日、午後から半日だけ  
審議をして、会派の申し合せで  
本日に上げるということになつ  
ておるわけですが、われわれはこ  
の約束に基づいて協力いたして  
おりますので、事務当局としては、  
こういう資料については、あらか  
じめ提供するくらい親切心が  
必要だ。

そういうことで、ただ一つだけ私  
はお尋ね申し上げます。ごく簡単  
です。この二つの改正の中で、第  
二の点、従来「その達成が確  
実であると認められる場合」融  
資するということになつてお  
りました。その達成の見込みが  
あると認められる場合」と、非  
常に緩和されているわけですね。  
そうしますと、輸出入銀行とい  
うものと、経済協力基金とい  
うものの融資の区別、違  
いを讀んでみますと、要するに輸  
出



入銀行や市中銀行の金融ベースに乗り  
がたいものを、これをこの経済協力基  
金で取り扱うということになってい  
る。今度はその裏づけとして、さらに  
「達成の見込みがある」というようなこ  
とで、条件を緩和することになりま  
す。そうしますと、相当これは危険性  
というものが予想されると思うので  
す。この一年間に三つの貸し出し件数  
で十億の貸し出ししかありませんけれ  
ども、今後だんだん貸し出しが増大す  
るならば、相当の危険というものが予  
測されるのだが、そういう危険負担と  
いうものについては、どのような措置  
を考えておられるのか、それをひとつ  
伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(藤山愛一郎君) たいだいま  
お話ございました資料等が整備しな  
かったことは、まことに申し訳ない次  
第でございます。この程度の資料は  
御要求のあった点、法案が提出されま  
したときに、一括して差し上げておる  
べきだと思っております。今後その点につ  
いては、十分に注意をいたして、事務当  
局から、そういうふうに手配をいたす  
ようにいたさせます。

今回の法案をこういふふうに改正し  
てやってみると、だんだん債権回収の  
困難なものが出てくるのではないだろ  
うか、そのためには、何らかの処置が  
必要じゃないかという御質問のよう  
でございますが、これがある程度弱めた  
ということの感じも起こって参ります  
けれども、しかし「達成の見込みがあ  
る」といふことは、必ずしも非常  
にルーズな貸付をするという意味では  
ないのでございまして、いわゆる外国  
関係の投資をいたすことでございます  
から、日本の国内の投資をいたす  
ように非常に確実な、すべての担保を

取るとか、すべての処置をする、ある  
いはその政情等の見通し等につきま  
しても、若干の見解の違いも出てくるわ  
けであります。そういうことで非常  
な、その国の経済情勢とか、あるいは  
政治的な情勢とかいうようなものの判  
断も確実だという範囲までですと、相  
当困難なところもあると思えます。し  
かし事業自体として、やはり確実に収  
益を上げて、その国の経済開発の速度  
によって若干の遅速はありまして  
も、確実に見込みのある仕事として達成  
されて、必ず資金の回収ができるとい  
うことを原則にいたしておきますの  
で、今のところ回収不能になりはしな  
いかというふうなものに対しては、そ  
う貸し出しを控えて貸していくとい  
うような気持で、この字句の改正をいた  
しておるわけではないのでございま  
す。そういう意味に御了承いただきた  
いと、こう思っております。

○田畑金光君 もう一点だけ、それに  
関連して私は指摘しておきたいと思  
うのですが、きょう配付されました「業  
務解説」の資料ですね、これの七ペー  
ジをみますと、こういうことが書いて  
あるわけですね。この基金の対象になる  
内容といたしまして、一つは「低開発  
地域における開発事業のうち、相手国  
の政情等による不安定要素が多く輪  
の金融ベースに乗り難いものであつて  
も、経済協力を必要と認められる案  
件」こうなつて参りますと、相手国の  
政情不安定がかりにあつたとして  
それがその国の経済開発、国民生活水  
準のためにプラスになるならば、輸銀  
としては、とても対象に困難ではある  
が、この基金は貸し出す場合があるわけ  
ですね。ことに東南アジアの国々の今  
日の政治上の姿を見た場合、しかもま

たこの基金を最も必要とする国々を見  
ますと、政情不安定な不安定要素  
があるわけですね。かりにこのよう  
な国々に融資をしてみますと、私は融資  
が悪いというのではありませんが、私  
は相当やはり危険負担というものが予  
測されるわけで、そうなる参ります  
と償還の問題等についても、そういう  
政治的な考慮のもとに経済協力を進め  
ていくならば、償還等についても、危  
険負担の問題等についても、当然特別  
な考慮があつてしかるべき内容じゃな  
いかと思つたので、私はそういうよう  
な点等については、率直にそういうよう  
な考え方がないのかあるのか、あると  
すれば、どういふ考慮を政府としては  
考へておられるのか。これは一例です。そ  
の次を見ましても、同様なことが言  
えるわけですね。幾多の問題がその中  
にありまして、そういう根本的な問題  
等については、ただここで、融資する  
場合に検討し慎重に査定の結果貸すか  
ら、そんなことはあり得ないだろうと  
いうようなお茶をにこしたようなこと  
じゃなくして、私はあり得ると思つた  
のです。これは当然。

だから、そういうことについて政府  
としては、どのような考へを持ってお  
られるのか、これを承つておきたいと  
思つた。

○国務大臣(藤山愛一郎君) お話のよ  
うに、若干海外投資でございませうか  
ら、国内金融をやりませうと同じよう  
な非常な確実性のない場合があるわけ  
で、しかもその中で、十分な選択をし  
てやつて参るつもりでございまして、  
今お話のように、それだけではやはり  
危険があるから何か、たとえば損失補  
償とか何かそういうような問題を、こ  
の際考慮していいのかわからないよう  
な御質問かと思つたが、現状において  
は、できるだけそういう面のないよう  
にして行きたいという考へ方でやつて  
おりました。若干の企業を生かして、  
それを回収して行くという方法  
等によつて、政府が今直ちにこの危険  
に對する損失補償をするとかいうよう  
なこと自体、まあ政府資金でございま  
すから、補償といつても妙なものでご  
ざいませうけれども、そういうような何  
か特殊のことを今考へるといふこと  
は、現在の段階では考へておりませ  
ん。

○田畑金光君 それは現在の段階にお  
いては考へていないだろうが、しかし  
いずれ私は考へなくちゃならぬ問題だ  
と思つたし、しかもまたそれなくして  
は、輸銀と一般市中銀行の金融ベー  
スに乗らぬものをこの基金が取り上げ  
るということですから、それだけこの基  
金の融資対象というものが国策的には  
大事なことであつても、同時にいろい  
ろな危険の伴つてくることは必至であ  
らうと思つたので、その点について、何  
か調整局長お考へがあるならば、この際  
承つておきたいと思つたが、そうい  
うようなことを考へておくべきじゃな  
いだろうか、こう思つたのです。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 運営して  
参ります上において、やはり将来のそ  
ういふようなことがございませうれば、  
基金を正常に運営して行けば、ある程  
度の利益が出てくるわけですね、そう  
いうような利益の中から、そういうよ  
うな将来起り得る損失を補償する、  
基金自体が補償するよふな積立金を置  
くといふような問題は十分考慮する余  
地もあると考へます。それらの問題に  
ついては、必ずしも発足早々でござい  
ます現在の段階で、どういふふう

たとはまだ利益金もあるわけでもご  
ざいませうし、そういうものの処置そ  
のものといふような問題等について  
は、今後十分検討いたしました。これ  
以上国家に損失を、かりにそういうこ  
とが起りましても、与えないように  
運営して行かなければならぬと思つ  
ますので、御質問の点は、十分われわれ  
今後考へながら注意して参ります。

○委員長(武藤常介君) 他に御発言が  
なければ、本案の質疑は終局したものと  
認め、これより討論に入ります。  
御意見のある方は、賛否を明らかに  
してお述べを願います。

○中田吉雄君 私は日本社会党を代表  
しまして、ただいま議題となつていま  
す改正法案に對して賛成をするので  
あります。  
本法律が公布されましたのは、昭和  
三十五年十二月二十七日ですが、その  
当時はまだ、異様な発展をし、世界の  
注目を集めておりますE.E.C.の全貌が  
必ずしもはつきりいたしておりませ  
んでした。しかし今や、米ソに次ぐ大  
きな経済圏として無視できず、それら  
の関連から各地域で経済統合の大きな潮  
流があるわけでありませう。そういう際  
に、日本といたしましてはどうかあるべ  
きか、何をなすべきかという、やっぱ  
りはつきりした世界の経済構造の变化  
に對処する基本方針が確立され、そ  
ういふ中で、やっぱりの経済協力基金  
法がどうあるべきかという位置づけを  
することが必要ではないかと思つた  
ので、その点を希望申し上げておきま  
す。  
さらに、吉田委員が強く主張いたし  
ましたように、この基金の運用が従来  
はありませうでしたが、反共国に限定  
されるというふうなことはないよう

に、ひとつ希望申し上げたいと思うわけでありませう。

さらに最後に、この第三十七回国会の三十五年十二月二十二日に、当参議院におきまして、「債権の保全に遺憾なきを期し、云々」という決議がありますが、今回の緩和規定が拡大解釈されて、そしてかえって、当事者間の親善を害するというようなことのないように強く希望を申し上げます、本改正法案に賛成をいたすものであります。

○委員長(武藤常介君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任を願います。

別に御発言がなければ、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月八日)
- 一、鉱山保安法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月八日)

昭和三十七年四月十九日印刷

昭和三十七年四月二十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局